会社法第782条第1項に定める事前開示書類 (吸収分割に関する事前開示書類)

2023 年 8 月 10 日 KDDI 株式会社

会社法第782条第1項に定める事前開示書類 (吸収分割に関する事前開示書類)

東京都千代田区飯田橋三丁目 10番 10号

ガーデンエアタワー

(本店:東京都新宿区西新宿二丁目3番2号)

KDDI 株式会社

代表取締役社長 CEO 髙橋 誠

KDDI 株式会社(以下「当社」といいます。)と当社の連結子会社である JCOM 株式会社(以下「JCOM」といいます。)とは、当社を吸収分割会社とし、JCOM を吸収分割承継会社として、当社の営むケーブルテレビ事業(以下「本承継対象事業」といいます。)に関して当社が有する権利義務を、2024 年 1 月 1 日を効力発生日として、JCOM に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行う旨の吸収分割契約を、2023 年 7 月 28 日付で締結いたしました。

本吸収分割を行うに際し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

なお、本吸収分割は、当社においては会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易分割となります。

- 1. 吸収分割契約の内容 別紙1に添付しています。
- 2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項
 - (1) 本承継対象事業に関する権利義務の対価に関する事項 JCOM は、本吸収分割に際して、当社に対して、JCOM の普通株式 74,860 株を 交付します。JCOM より当社が交付を受ける株式については、本承継対象事業の 業績動向(収益・費用・利益及び CF)等を検討のうえ、事業価値を算定した結果 に加え、JCOM の業績動向(収益・費用・利益及び CF)等を検討のうえ、JCOM の株式価値を算定した結果をもとに、JCOM と協議・交渉のうえ合意に至ったも のであり、相当であると判断しております。
 - (2) 資本金及び準備金の額に関する事項 本吸収分割により JCOM の資本金及び準備金の額は増加しませんが、本吸収分割

後における JCOM の事業内容及び本承継対象事業に関する権利義務に照らして相当であると判断しております。

- 3. JCOM の最終事業年度における計算書類等の内容 別紙 2 に添付しています。
- 4. JCOM において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担 その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 JCOM は、2023 年 7 月 28 日付で、第三者割当の方法により、JCOM の普通株式 74,860 株を住友商事株式会社(以下「住友商事」といいます。)に発行し、住友商事がその総 数を引き受ける総数引受契約を締結しました。
- 5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
 - (1) 自己株式の取得について

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の 規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に 係る事項について決議しました。

- ① 自己株式の取得を行う理由 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び株主還元策の一環 として、自己株式を取得するものであります。
- ② 自己株式取得に係る事項の内容
 - (i) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
 - (ii) 取得する株式の総数 : 92,000,000 株 (上限)
 - (iii) 取得する期間 : 2023 年 6 月 1 日~2024 年 5 月 31 日
 - (iv) 取得価額の総額 : 3,000 億円 (上限)
- (2) カナダにおけるデータセンターについて

当社は、2023 年 6 月 21 日開催の取締役会において、Allied Properties REIT(本社: Toronto, Canada、代表取締役社長: CECILIA WILLIAMS)から 1,350 百万カナダドル(144,612 百万円、2023 年 6 月 21 日の TTM(1 カナダドル=107.12 円)を用いて換算)で、カナダにおける土地・建物・設備等の資産を譲り受けることを決議し、同日付で契約を締結(以下「本締結」といいます。)いたしました。また、本締結を受け 2023 年 6 月 26 日(現地時間)、カナダにおいてデータセンター事業を営む目的で、新子会社「KDDI Canada, Inc.」を新設いたしました。

当社は、企業価値の向上と社会の持続的成長の循環を目指す「サステナビリティ

経営」と、その実行を支える事業戦略として「サテライトグロース戦略」を掲げています。その注力領域の一つである DX において、中核の一つであるデータセンター事業では、コンテンツプロバイダやクラウド事業者、通信事業者などのお客さま同士がつながり合い、相互に新たな価値を創出する場となるコネクティビティデータセンター(以下「コネクティビティ DC」といいます。)を拡大していく戦略を推進しています。

当社は、コネクティビティ DC の接続数としては世界トップ(注)である「TELEHOUSE ロンドン」、フランス国内トップ(注)となる「TELEHOUSE パリ」に加え、2023 年 5 月にタイ・バンコクにもデータセンターを新設し、ヨーロッパだけではなく東南アジアも拡大しています。本締結により、カナダ国内トップ(注)のコネクティビティ DC を取得し、北米エリアにおけるデータセンター事業を強化することで、世界規模の事業推進を行います。

背景・目的

世界的にデータビジネスが加速しており、データセンターのニーズは高まっています。IoT、5Gの普及により、モバイル端末上のアプリやコンテンツを利用するユーザーによるトラフィックが増加しています。それに伴い、コンテンツ事業者やインターネット事業者、ハイパースケーラーなどがデータセンター内で相互につながり合い、価値を創出し合うことが可能なコネクティビティDCは、デジタル社会を実現するためにますます重要になっています。当社は、社会のプラットフォーマーとして、最も相互接続のしやすい高品質なコネクティビティDCを中心として事業を加速し、法人のお客さまのグローバルビジネス拡大とデジタル世界の繁栄に貢献します。

② 「KDDI Canada, Inc.」の概要

名		称	KDDI Canada, Inc.
所	在	地	カナダ トロント市
事	業内	容	データセンター事業
出	資	額	1,100 百万カナダドル
設	立 年 月	日	2023年6月26日 (現地時間)
大株主及び持株比率			当社 100%

(注) データセンターのお客さま相互接続数のこと。2023年6月21日時点。

(3) 自己株式の公開買付け及び自己株式の市場買付けについて

当社は、2023年7月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の具体的な取得方法として自己株式の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行うことを決議いたしました

① 買付け等の目的

当社は、継続的に自己株式の取得を実施してまいりましたが、更なる株主還元の強化を目指し、自己株式の取得価額を拡大することの検討を 2023 年 4 月上旬から 5 月上旬にかけて行った結果、上記(1)記載のとおり、2023 年 5 月 11 日開催の取締役会において、2023 年 6 月 1 日から 2024 年 5 月 31 日までの間に、株式総数 92,000,000 株及び取得価額総額 3,000 億円を上限とする自己株式の取得(以下「2023 年 5 月 11 日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得」といいます。)を決議いたしました。

他方で、2023 年 4 月 10 日に、トヨタ自動車株式会社(以下「トヨタ自動車」といいます。)より、その所有する当社普通株式の一部について、売却する意向がある旨の連絡を受けました。検討の結果として、当社は、2023 年 5 月 11 日開催の取結役会決議に基づく自己株式の取得における取得価額総額3,000 億円のうち、市場から500 億円程度の自己株式の買付けを行いつつ、トヨタ自動車から2,500 億円程度の自己株式を取得することが適切であると考えるに至りました。

以上を踏まえ、当社は、2023年7月28日開催の取締役会において、自己株式の具体的な取得方法として公開買付けを実施すること及び2023年5月11日開催の取締役会決識に基づく自己株式の取得における取得価額の総額(3,000億円)から、本公開買付けに基づいて取得された当社普通株式の取得価額の総額を控除した額の取得価額の総額の範囲内で、市場買付けを実施することを決議いたしました。

② 自己株式の公開買付けの概要

(i) 買付け予定の株式の種類 : 当社普通株式(ii) 買付け予定数 : 64,102,500 株

(iii) 買付け等の価格 : 普通株式 1 株につき 3,900 円

(iv) 株式の取得価格の総額 : 2,500 億円 (上限)

(v) 公開買付け期間 : 2023 年 7 月 31 日から 2023 年 8 月 28 日

(vi) 公開買付け開始公告日 : 2023 年 7 月 31 日(vii)決済の開始日 : 2023 年 9 月 30 日

6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び JCOM の債務(なお、当社が 吸収分割により JCOM に承継させるものに限ります。)の履行の見込みに関する事項 (1) 当社について

当社の 2023 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、 それぞれ 5,998,484 百万円及び 1,960,800 百万円です。また、本吸収分割によって、 当社が JCOM に承継させる予定の資産の額は 16,004 百万円であり、負債 8,900 百 万円となる見込みです。

また、2023 年 3 月 31 日から現在に至るまで、上記 5.の他当社の資産の額及び 負債の額並びに当社が JCOM に承継させる予定の資産の額及び負債の額の見込額 に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにそ のような事態が発生することも現在想定されていません。

したがって、本吸収分割の効力発生日以降の当社の資産の額は、負債の額を十分 上回ることが見込まれています。

また、本吸収分割の効力発生日後の当社の収益及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されていません。 以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、当社の債務の履行の見込みがあるものと判断しました。

(2) JCOM について

JCOM の 2023 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ 738,535 百万円及び 613,372 百万円であり、本吸収分割によって、JCOM が当社から承継する予定の資産の額及び負債の額の見込額は、それぞれ 16,004 百万円及び 8,900 百万円です。

また、2023 年 3 月 31 日から現在に至るまで、JCOM の資産の額及び負債の額並びに JCOM が当社から承継する予定の資産の額及び負債の額の見込額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにそのような事態が発生することも現在想定されていません。

したがって、本吸収分割の効力発生日以後の準備会社の資産の額は負債の額を 十分上回ることが見込まれます。

また、本吸収分割の効力発生日以後の JCOM の収益及びキャッシュ・フローの 状況について、JCOM の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定され ていません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、JCOM が当社から承継する債務については、履行の見込みがあるものと判断しました。

以 上

別紙1 吸収分割契約の内容

(次頁以降のとおり)

会社分割契約書

会社分割契約書

KDDI 株式会社(以下「KDDI」という。)及び JCOM 株式会社(以下「JCOM」という。)は、第2.1条に定める KDDI の事業を JCOM が承継する吸収分割(以下「本吸収分割」という。)に関し、2023年7月28日(以下「本契約締結日」という。)、以下のとおり会社分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1章 定義

第1.1条 (定義)

本契約において用いられる用語の意味は、別途本契約で定める用語を除き、**別紙 1.1** に定めるところによる。

第2章 本吸収分割の内容

第2.1条 (本吸収分割)

KDDI は、本契約の定めるところに従い、会社法第 2 条第 29 号に定める吸収分割の方法により、KDDI を吸収分割会社、JCOM を吸収分割承継会社として、KDDI が営むケーブルテレビ事業(以下「本事業」という。)に関して有する権利義務(以下「本承継対象権利義務」という。)を JCOM に承継させ、JCOM はこれを承継する。

第2.2条 (当事会社の商号及び住所)

本吸収分割の当事会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 分割会社

商号: KDDI 株式会社

住所:東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(2) 承継会社

商号: JCOM 株式会社

住所:東京都千代田区丸の内 1-8-1 丸の内トラストタワーN 館

第2.3条 (承継対象権利義務)

- 1. JCOM は、本吸収分割により**別紙 2.3.1**「承継対象権利義務明細表」記載の本承継対象 権利義務を KDDI から承継する。但し、法令等により本吸収分割により承継することが できない権利義務を除く。
- 2. 本吸収分割による KDDI から JCOM への債務の承継は、免責的債務引受の方法による ものとし、KDDI は、本効力発生日以降、JCOM が本吸収分割により承継する一切の債

務について弁済又は履行の責めを免れる。

第2.4条 (JCOM の資本金及び準備金の額に関する事項)

本吸収分割により JCOM の資本金及び資本準備金の額は増加しない。

第2.5条 (本件対価)

JCOM は、本吸収分割に際し、KDDI に対して、本吸収分割により承継する本承継対象権 利義務の対価として、JCOM の普通株式 74,860 株 (以下「本件対価」という。)を交付する。

第2.6条 (本吸収分割の効力発生日)

本吸収分割がその効力を生ずる日(以下「本効力発生日」という。)は、2024年1月1日とする。但し、本吸収分割の手続の進行等に応じて本効力発生日を変更する必要がある場合、当事者は、相互に協議し、合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第3章 本吸収分割の方法等

第3.1条 (本吸収分割の方法)

本吸収分割は、本効力発生日に効力が発生するものとし、KDDI 及び JCOM が第 3.3 条に定める時間及び場所において、本承継対象権利義務を承継させることを目的として第 3.3 条に定める行為を行うことにより実施する(以下「クロージング」という。)。

第3.2条 (本吸収分割のスケジュール)

KDDI 及び JCOM は、以下のスケジュールに沿って本吸収分割を実施することを確認する。但し、本吸収分割の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、KDDI 及び JCOM で協議の上、合意によりこれを変更することができるものとする。

2023 年 7 月 28 日 : 本契約の締結

2023 年 7 月 28 日 : JCOM の臨時株主総会(以下「**本 JCOM 株主総会**」

という。) における本契約の承認決議

2024年1月1日 : 本効力発生日

第3.3条 (クロージング手続)

1. KDDIは、本効力発生日において、JCOMに対し、以下の各号の書類等を引き渡し、承継対象資産を引き渡す(但し、本効力発生日が銀行営業日でない場合には、その直前の銀行営業日にこれらを JCOM に預託した上で、本効力発生日において JCOM が占有している当該預託物については本効力発生日付で簡易の引渡しの方法により引き渡す)

ものとする。但し、本項の定めにかかわらず、第(3)号の書類については、KDDI は、2024年1月26日までに JCOM に対して引き渡すものとする。

- (1) 承継対象資産に係る登記又は登録の申請に係る必要書類
- (2) 承継対象契約に係る契約書の原本
- (3) 2023年12月31日時点の承継対象資産及び承継対象負債に関する資料
- 2. JCOM は、本効力発生日において、KDDIに対し、本件対価を交付するものとする。
- 3. 前項に定める JCOM による KDDI に対する本件対価の交付は、JCOM の普通株式 74,860 株を KDDI に対して発行し、当該株式の株主に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載することにより行うものとする。なお、JCOM は本効力発生日の翌銀行営業日に、当該記載を完了した株主名簿を KDDI に交付するものとする。

第3.4条 (本承継対象権利義務の移転手続及び対抗要件具備)

- 1. KDDIは、本効力発生日において、承継対象資産をJCOMに合理的な方法により引き渡すものとし、JCOMはこれに協力するものとする。これらの承継対象資産についての危険は、KDDIの責めに帰すべきものを除き、当該引渡しより、KDDIからJCOMに移転するものとする。なお、承継対象資産のうち、第三者が占有するものの引渡しは、指図による占有移転の方法によるものとする。
- 2. KDDI 及び JCOM は、本承継対象権利義務のうち、登記、登録(商標登録第 4949989 号 及び商標登録第 5390201 号の商標登録の変更を含む。)、通知、承諾その他の手続をその 移転又は対抗要件具備のために必要とするものについて、相互に協力してその手続を 行うこととする。
- 3. 前二項に定める手続に要する費用(公租公課を含む。)は、KDDI及びJCOM間で別途合意のない限り、各自がこれを負担する。

第3.5条 (本吸収分割の登記申請)

JCOM は、本効力発生日後速やかに(但し、本効力発生日後 5 銀行営業日以内に)、本吸収分割に係る変更登記申請を行うものとし、KDDI は本効力発生日までに登記に必要な書類を JCOM に提供するものとする。

第4章 誓約事項

第4.1条 (法令等に基づく手続)

- 1. JCOM は、本効力発生日の前銀行営業日までに、法令等及び定款の定めに従い、本 JCOM 株主総会において本契約を承認する旨の決議を得るものとする。
- 2. KDDI 及び JCOM は、前項に定めるほか、本効力発生日の前銀行営業日までに、本効力発生日に本吸収分割の効力を発生させるために法令等及びそれぞれの定款その他の社

- 内規則に基づき必要となる一切の手続(会社法に基づく開示書面の備置、債権者保護手 続及び株主への通知又は公告を含む。)を各自適時に完了させるものとする。
- 3. 疑義を避けるため、KDDI 及び JCOM は、本吸収分割に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第15条の2第3項に基づく公正取引委員会に対する吸収分割に関する計画の届出は不要である旨を相互に確認する。

第4.2条 (事業の運営等)

- 1. KDDI は、本事業について、本契約締結日から本効力発生日までの間、善良な管理者の 注意をもって KDDI において本契約締結日以前に行われていたのと実質的に同一かつ 通常の業務の範囲において業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行うものとする。
- 2. KDDI は、前項の定めに従うほか、本契約締結日から本効力発生日までの間、本契約において別途明示的に予定されている行為を行う場合及び JCOM の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本事業に関して以下の各号に掲げる行為又はその決定(但し、本事業又は本吸収分割に重大な影響を生じさせるものに限る。また、KDDI が本事業に限らず全社的な措置として講じた行為又はその決定を除く。)を行わないものとする。なお、本項第(8)号、第(9)号、第(11)号については、KDDI から JCOM に対して承諾を求める連絡を行った場合であって、当該連絡の発信の日から1週間以内(但し、JCOM が、当該連絡の発信の日から1週間以内に、当該期間内の回答が困難である旨の返答を行った場合は、当該連絡の発信の日から2週間以内とする。)に JCOM から回答がない場合には、JCOM からの承諾が得られたものとみなす。
 - (1) 定款、取締役会規程その他の社内規程の制定、変更又は廃止
 - (2) 組織変更(会社法第5編第1章に定める組織変更をいう。)、合併、会社分割、株式 交換、株式移転、株式交付、事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け、子会社の異動 を伴う株式又は持分の譲渡又は譲受けその他これらに準ずる行為
 - (3) 解散、清算又は倒産手続等の開始の申立て
 - (4) 本事業に係るマスタープランの決定
 - (5) 本事業の縮小、撤退若しくは変更又は本事業に関連する新規事業・サービスの開始 若しくは変更
 - (6) 本事業に係る事業所、支店又は店舗の開設又は廃止
 - (7) 会計方針の変更
 - (8) 本事業に係る資産(時価 160 百万円以上)の取得、売却、賃貸、賃借、担保提供その他の処分又は設備投資(160 百万円以上)
 - (9) 本事業に係る、1 件あたり 100 百万円以上又は年間 100 百万円以上の支払いを伴う 契約等の締結及び変更
 - (10) 利用規約、約款その他の本事業に係る取引の相手方に対して共通して適用される 条項が定められたものの内容の改定

- (11) 本事業に係る資本提携又は業務提携(既に KDDI と業務提携を行っているケーブルテレビ事業者との間での、提携サービスを追加するための業務提携を除く。)
- (12) 本事業に従事する従業員の賃金又は報酬の増額(本契約締結時点に存在する社内 規程で認められる範囲内での一般的な定期昇給を除く。)その他雇用条件の変更
- (13) 本事業に係る訴訟等の提起若しくは手続の開始、和解その他判決によらない終了 又は方針の決定
- 3. KDDIは、本契約締結日から本効力発生日までの間、以下の各号のいずれかに該当する 行為を行った場合、実務上合理的に可能な範囲で速やかに、JCOMに対して、その旨及 び概要を書面により通知するものとする。
 - (1) 本事業に係る修正マスタープランの決定
 - (2) 本事業の縮小、撤退若しくは変更又は本事業に関連する新規事業・サービスの開始 若しくは変更
 - (3) 既に KDDI と業務提携を行っているケーブルテレビ事業者との間での、提携サービスを追加するための業務提携の実施

第4.3条 (契約相手方からの承諾の取得等)

- 1. KDDI は、本効力発生日の前銀行営業日までに、本吸収分割を実行するに際し、相手方当事者より承諾を取得することが必要な契約等(本吸収分割又は本吸収分割による契約上の地位の承継が契約の債務不履行事由等となる場合を含む。)として、KDDI 及びJCOM が別途合意した契約等(以下「要承諾契約」という。)につき、当該要承諾契約の各相手方当事者から、当該要承諾契約に規定がある場合にはこれに従い、本吸収分割に関する承諾書(又は本吸収分割による承継に異議を述べない旨の回答書)を取得するよう、商業上合理的な範囲で努力(JCOM に対して商業上合理的な範囲で協力を要請することを含む。)するものとする。
- 2. KDDI は、JCOM に対して、2023 年 12 月 1 日までに、その時点での当該承諾の取得状 況を報告するものとする。
- 3. KDDIは、2023年9月30日までに、本吸収分割を実行するに際し、相手方当事者に対して事前に通知が必要な契約等として、KDDI及びJCOMが別途合意した契約等につき、当該契約等の規定に従い、当該契約等の各相手方当事者に対して通知を行うものとする。

第4.4条 (関連契約の締結)

KDDI 及び JCOM は、本効力発生日の前銀行営業日までに、本効力発生日後も、JCOM が本事業を本効力発生日時点の態様にて継続して遂行するにあたり合理的に必要となる契約書(次の各号に定めるものを含むが、これらに限られない。以下、総称して「**関連契約**」という。)を締結するものとする。

- (1) 本吸収分割の実行後における取引の経済条件に関する覚書、及び同覚書に基づき締結すべき全ての契約
- (2) 出向予定従業員に係る出向契約
- (3) 本吸収分割の効力発生後において JCOM が本事業を適切に実施していくために必要となるオペレーション及びシステムを KDDI が JCOM に対して提供することに関する条件について合意する契約 (TSA)

第4.5条 (従業員の承継に関する手続)

- 1. KDDI は、本事業が JCOM に承継後も支障なく継続して運営されるよう、KDDI 及び JCOM が別途合意した、本効力発生日以降に KDDI から JCOM に出向を予定する KDDI の正社員(以下「出向予定従業員」という。)を、本吸収分割が有効かつ適法に効力発生することを条件として、本効力発生日付で JCOM に出向させるよう最大限努力するものとする。出向予定従業員の中に出向を拒否する者が生じた場合、KDDI 及び JCOM は、当該従業員に対する対応について誠実に協議するものとする。
- 2. KDDI 及び JCOM は、本効力発生日付で、出向予定従業員のうち、JCOM に出向することにつき承諾した出向予定従業員を KDDI から JCOM へ出向させるものとする。
- 3. KDDI は、本効力発生日の前銀行営業日までに、労働承継法及び労働承継法施行規則、 並びに、労働承継法指針に従い、必要な手続を行うものとする。
- 4. KDDI は、前項に定める手続において、従業員から労働承継法第4条第1項に定める異議の申し出があった場合、直ちに JCOM にその旨を通知し、KDDI 及び JCOM はその対応を協議するものとする。

第4.6条 (その他本吸収分割に必要な手続の実施)

- 1. KDDI は、本契約に定めるほか、本効力発生日の前銀行営業日までに、本吸収分割の効力を本効力発生日に発生させるために必要な KDDI 内の手続を適時に完了させるものとする。
- 2. JCOM は、本契約に定めるほか、本効力発生日の前銀行営業日までに、本吸収分割の効力を本効力発生日に発生させるために必要な JCOM 内の手続を適時に完了させるものとする。

第4.7条 (通知義務)

KDDI 及び JCOM は、本契約締結日から本効力発生日までの間、(i) 第 5 章に定める自らの表明及び保証が真実かつ正確でないことが判明した場合若しくは真実かつ正確でなくなると合理的に見込まれることを認識した場合、(ii) 自らによる本契約の義務の違反の事実又は違反することとなるおそれのある事実が判明した場合、又は、(iii) 本吸収分割の実現に重大な影響を与える可能性のある事象が発生し、若しくは判明した場合には、速やかに相手方

当事者に対して書面により通知を行うものとする。但し、当該通知を行った当事者は、かかる通知を行ったことによって、当該表明及び保証が真実かつ正確でないことに関する本契約上の責任を含む法的責任を免れるものではないものとする。

第4.8条 (情報提供義務)

KDDI は、本契約締結日から本効力発生日までの間、本契約に関連して JCOM が合理的 に要請する場合には、JCOM 及びそのアドバイザー等に対して、本吸収分割の円滑な実現のために必要と認められる事項について、資料の提供その他合理的な範囲内で誠実に情報を提供し、KDDI の役職員又はそのアドバイザー等へのアクセスを認めるものとする。

第4.9条 (追加的協力)

- 1. KDDI及びJCOMは、本効力発生日後において、相手方当事者の商業上合理的な要請に従い、本契約により企図されている本吸収分割の目的を達成するために合理的に必要となる事項(情報の提供、書類の作成・交付、資産の譲渡・引渡し、債務の承認、契約の締結、営業面での協力、許認可等の取得又は履践に関する協力、第4.3条第1項に基づく承諾の取得を含む。)につき対応し、商業上合理的に必要な協力を行うものとする
- 2. 本効力発生日以降において、ある資産、負債、契約等その他の権利義務が、本契約によれば、(i) 本吸収分割により承継されることが企図されていたにもかかわらず、承継されず、若しくは承継されていないものとして扱われ(KDDIによる承継対象の債権に係る支払いの受領及び承継対象の債務の履行を含む。)、又は(ii) 承継されないことが企図されていたにもかかわらず承継され、若しくは承継されたものとして扱われている(JCOM による承継対象外の債権に係る支払いの受領及び承継対象外の債務の履行を含む。)ことが判明した場合、KDDI及び JCOM は、直ちに相手方に対して書面によりその内容を通知するとともに、KDDI及び JCOM は、速やかに、本契約において企図した承継結果が実現されるように、当該資産、負債、契約等の移転、債権債務の精算等の必要な行為を行う。

第4.10条 (競業避止義務)

KDDI は、KDDI 及び JCOM が別途合意した場合を除き、会社法第 21 条に基づく競業避止義務を負わない。

第5章 表明及び保証

第5.1条 (KDDI による表明及び保証)

1. KDDIは、JCOMに対し、本契約締結日、本効力発生日の前銀行営業日及び本効力発生

- 日において(但し、別途時点が明記されているものについては当該時点において)、**別 紙 5.1.1** 記載の事項が真実かつ正確であることを表明し、かつ保証する。
- 2. 前項の規定にかかわらず、(i)本契約締結日において JCOM が具体的に知っていた事実若しくは事由又は(ii)本デュー・ディリジェンスにおいて JCOM 若しくはそのアドバイザー等に対して開示された情報に含まれる事実若しくは事由(当該情報から、表明及び保証された事実が真実ではなく、又は不正確であったことを合理的に理解可能なものに限る。)は、本契約に従ってなされた KDDI の表明及び保証の違反を構成しないものとする。但し、別紙 5.1.1 第 2 項第(3)号⑥記載の表明及び保証に関しては本項を適用しない。

第5.2条 (JCOM による表明及び保証)

- 1. JCOM は、KDDI に対し、本契約締結日、本効力発生日の前銀行営業日及び本効力発生日において(但し、別途時点が明記されているものについては当該時点において)、**別 紙 5.2.1** 記載の事項が真実かつ正確であることを表明し、かつ保証する。
- 2. 前項の規定にかかわらず、本契約締結日において KDDI が具体的に知っていた事実若 しくは事由は、本契約に従ってなされた JCOM の表明及び保証の違反を構成しないも のとする。

第6章 前提条件

第6.1条 (前提条件)

1. 本吸収分割は、2023 年 12 月 27 日において、次の各号に掲げる条件が全て充足されることを前提条件として、本効力発生日にその効力を生じるものとする。但し、KDDIは第(1)号に掲げる条件のいずれについても、JCOM は第(2)号に掲げる条件のいずれについても、それぞれ自己の裁量により条件不成就を主張する権利を放棄することができる。

(1) KDDI の前提条件

- ① 本契約締結日及び2023年12月27日において、第5.2条第1項に定めるJCOM の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること。
- ② JCOM が、本契約に基づき本効力発生日の前銀行営業日までに履行又は遵守 すべき事項を重要な点において履行又は遵守することが確実であると合理的 に見込まれていること。
- ③ 2023 年 12 月 26 日までに、本 JCOM 株主総会において、本契約を承認する旨の決議がなされていること。
- ④ 本吸収分割の本効力発生日における効力発生のために必要な手続(但し、 JCOM において行うことが必要な内部手続に限る。)が完了しており、本効力

発生日において、これらの効力が発生することが確実であると見込まれること。

- ⑤ JCOM と住友商事との間で、本総数引受契約が適法かつ有効に締結され、かつ、効力が存続していること、及び同契約に基づく JCOM の普通株式の発行が、本効力発生日において、本吸収分割の効力発生と同時に発生することが確実であると合理的に見込まれること。
- ⑥ KDDI及びJCOMの間で、関連契約が適法かつ有効に締結されていること。
- ⑦ 第4.5条第2項に基づく出向が、本事業又は本吸収分割に重大な影響を生じさせる事由が生じることなく実施されることが確実であると合理的に見込まれること。
- ⑧ 本吸収分割を制限又は禁止することを求める訴訟等が係属しておらず、かつ、 本吸収分割を制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関等の 判断等も存在せず、その具体的なおそれもないこと。
- ⑨ KDDIが、JCOMから以下に定める書類を受領していること。
 - (i) 本契約の締結及び履行を承認する JCOM の取締役会の議事録(抄本)及 び本 JCOM 株主総会の議事録の写し(代表取締役による原本証明付き)
 - (ii) 本契約締結日前 1 ヶ月以内に発行された JCOM の履歴事項全部証明書及 び代表印に係る印鑑登録証明書、並びに最新の定款の写し(代表取締役に よる原本証明付き)

(2) JCOM の前提条件

- ① 本契約締結日及び 2023 年 12 月 27 日において、第 5.1 条第 1 項に定める KDDI の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること。
- ② KDDIが、本契約に基づき本効力発生日の前銀行営業日までに履行又は遵守すべき事項を重要な点において履行又は遵守することが確実であると合理的に 見込まれていること。
- ③ 本吸収分割の本効力発生日における効力発生のために必要な手続(但し、 KDDIにおいて行うことが必要な内部手続に限る。)が完了しており、本効力 発生日において、これらの効力が発生することが確実であると見込まれるこ と。
- ④ JCOM と住友商事との間で、本総数引受契約が適法かつ有効に締結され、かつ、効力が存続していること、及び同契約に基づく JCOM の普通株式の発行が、本効力発生日において、本吸収分割の効力発生と同時に発生することが確実であると合理的に見込まれること。
- ⑤ KDDIが、要承諾契約のうち、KDDIとJCOMが別途合意した契約書につき相 手方当事者から第4.3条第1項に定める承諾書を取得していること(当該承諾 書を取得しない場合に、本事業の事業価値に重大な悪影響を生じると見込ま

れる場合に限るものとし、KDDI及びJCOMは、当該本事業の事業価値に与える悪影響の度合いについて別途協議する。)。

- ⑥ KDDI及びJCOMの間で、関連契約が適法かつ有効に締結されていること。
- ⑦ 第4.5条第2項に基づく出向が、本事業又は本吸収分割に重大な影響を生じさせる事由が生じることなく実施されることが確実であると合理的に見込まれること。
- ⑧ 本吸収分割を制限又は禁止することを求める訴訟等が係属しておらず、かつ、 本吸収分割を制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関等の 判断等も存在せず、その具体的なおそれもないこと。
- ⑨ 本契約締結日以降、本事業の財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業、 資産又は負債に重大な悪影響を及ぼす事由が発生していないこと。但し、(i)本 事業が帰属する産業全般における情勢、状況若しくは条件の変更(法令等の変 更を含む。)、(ii)日本国若しくはその他の地域における経済情勢若しくは経済 条件の変更、(iii)金融・資本市場における市況の変更、(iv)法令等若しくは会計 基準の変更、(v)日本国若しくはその他の地域における広汎な健康状態の悪化 (感染症の流行、パンデミック、新たな感染症(COVID-19 ウイルスを含む。) の発生若しくは流行を含むが、これらに限られない。)による影響は、本事業 に係る業界の水準や金融市場の変動に比して本事業に不均衡な影響を与える 場合を除き、重大な悪影響を構成せず、また、(vi)KDDI が本契約の規定を遵 守したこと若しくはJCOMが同意した事項、(vii)JCOMによる本契約に定める 義務の違反は、重大な悪影響を構成しない。
- ⑩ JCOMが、KDDIから以下に定める書類を受領していること。
 - (i) 本契約の締結及び履行を承認する KDDI の取締役会の議事録の写し(代表取締役による原本証明付き)
 - (ii) 本契約締結日前 1 ヶ月以内に発行された KDDI の履歴事項全部証明書及 び代表印に係る印鑑登録証明書、並びに最新の定款の写し(代表取締役に よる原本証明付き)
 - (iii) 会社法上、本吸収分割の効力を発生させるために必要となる手続(事前開示書面の備置き、債権者保護手続及び株主への通知又は公告、労働承継法 (同施行規則及び労働承継法指針を含む。)に基づく手続をいう。)を全て 履践したことを示す書類
- 2. KDDI 及び JCOM は、KDDI については前項第(1)号に定める条件の全部又は一部が、 JCOM については前項第(2)号に定める条件の全部又は一部が、2023 年 12 月 27 日まで に充足されることにつき疑念が生じた場合には、直ちに、相手方当事者に対してその旨を通知し、対応を協議するものとする。
- 3. 前項の場合、KDDI 及び JCOM は、本効力発生日を 2024 年 1 月 1 日より後の日に変更

するか否かを含め、対応を協議するものとする。なお、本効力発生日を変更する場合、 KDDI 及び JCOM は、本契約において定められる KDDI 又は JCOM の義務の履行期限 を、本効力発生日の変更を踏まえて修正するものとする。

4. 第1項但書の規定にかかわらず、KDDI及びJCOMは、第1項各号に定める条件の全部 又は一部について前項に定める通知を行わなかった場合、当該通知を行わなかった条件について、条件不成就を主張する権利を放棄したものとみなされるものとする。

第7章 補償

第7.1条 (補償)

- 1. KDDI 及び JCOM は、本契約上の自らの義務に関する不履行若しくは不遵守、又は、表明及び保証(第5章に基づく表明及び保証をいう。以下同じ。)の違反に起因又は関連して、相手方当事者に損害、損失又は費用(合理的な範囲の弁護士費用等を含む。以下「損害等」と総称する。)が生じた場合(本事業又は承継対象資産に価値の毀損・減少が生じた場合は JCOM の損害とみなす。以下同じ。)、当該相手方当事者に対して、かかる損害等を補償する。
- 2. 前項に基づき補償請求を行う当事者(以下「補償請求当事者」という。)が、その相手 方当事者(以下「被補償請求当事者」という。)の表明及び保証の違反を理由として損 害等の補償の請求を行おうとする場合には、本効力発生日から 1 年間が経過する日ま でに(但し、別紙 5.1.1 第 2 項第(3)号⑥記載の表明及び保証の違反を理由として損害等 の補償の請求を行おうとする場合には、本効力発生日から 6 年間が経過する日までに)、 補償請求当事者が被補償請求当事者に対して請求原因事実及び損害等の額を特定した 書面により通知した場合に限り、これを請求することができるものとし、かかる期間内 に当該通知が行われない場合には、被補償請求当事者は、本条に基づく補償義務を免れ る。
- 3. 第1項に定める被補償請求当事者の損害等の補償義務に基づく KDDI の補償義務は、(i)単一の事象に基づく被補償請求当事者に対する請求(以下、本項において「個別請求」という。) に係る損害等の額が 10 百万円未満の場合には全て免責されるものとし、(ii) 個別請求に係る損害等の額が 10 百万円以上である場合であっても、個別請求に係る損害等の額の累計額が 160 百万円未満の場合には全て免責される。なお、個別請求に係る当該損害等の額の累計額が 160 百万円以上である場合には、被補償請求当事者は、当該累計額の 160 百万円を超える金額について補償の義務を負う。
- 4. 前三項の規定にかかわらず、被補償請求当事者が、自らの表明及び保証又は本契約に基づく自らの義務違反に関して補償請求当事者に対して負う補償責任の合計額は、4,000百万円を上限とする。
- 5. KDDI 及び JCOM は、合理的な範囲において、第1項に基づく補償の請求の対象となる

損害等を軽減するための措置を執るものとする。補償請求当事者がかかる義務に違反 した場合には、被補償請求当事者は、補償請求当事者が当該義務に違反したことにより 拡大したと合理的に解される損害等について、本条に基づく補償義務を負わない。

第7.2条 (特別補償)

- 1. 前条の規定にかかわらず、本効力発生日後、JCOMが本事業の重要な製品に係る既存の 仕入契約に関して違約金等の支払債務を負い、当該違約金等相当額を支払った場合、 KDDIは当該金額について JCOM に対して補償する。
- 2. 前項に基づき JCOM が補償の請求を行おうとする場合には、本効力発生日から 6 年間 が経過する日までに、JCOM が KDDI に対して請求原因事実及び損害等の額を特定した書面により通知した場合に限り、これを請求することができるものとし、かかる期間 内に当該通知が行われない場合には、KDDI は、本条に基づく補償義務を免れる。
- 3. KDDI が、第 1 項に関して JCOM に対して負う補償責任に関して補償請求当事者に対して負う補償責任の合計額は、900 百万円を上限とする。疑義を避けるために付言すると、本項の上限は、前条第 4 項の上限とは別途計算するものとする。
- 4. KDDI 及び JCOM は、合理的な範囲において、第1項に基づく補償の請求の対象となる 損害等を軽減するための措置を執るものとする。JCOM がかかる義務に違反した場合に は、KDDI は、JCOM が当該義務に違反したことにより拡大したと合理的に解される損 害等について、本条に基づく補償義務を負わない。

第7.3条 (第三者請求)

KDDI 及び JCOM は、第三者から、前条第1項の補償請求の原因となり得べき請求(以下「第三者請求等」という。)がなされた場合、以下の各号の定めに従う。

- ① 補償請求当事者は、第三者請求等がなされた日(同日を含む。)から実務上可能な限り速やかに、当該時点で得られた情報に基づき可能な限り特定して、その内容を被補償請求当事者に書面により通知する。
- ② 前号に定める通知を受けた被補償請求当事者は、自らの費用で第三者請求等に対する防御に参加することができる。この場合、補償請求当事者は、被補償請求当事者からの合理的な要請に従い、被補償請求当事者がかかる防御を行うために合理的に必要な情報の提供(補償請求当事者の役員若しくは従業員その他の関係者からの事情聴取の機会の提供を含む。)その他の協力を実務上合理的に可能な範囲で行わなければならない。
- ③ 被補償請求当事者が前号に従って防御に参加する場合であっても、補償請求当事者は、弁護士を自ら起用し、自らの費用で当該第三者請求等に対する防御を行うことを妨げないが、この場合、補償請求当事者は、当該防御の過程において、被補償請求当事者の合理的な指示に従わなければならない。

④ 被補償請求当事者が第②号に従って防御に参加するか否かにかかわらず、補償請求 当事者は、被補償請求当事者の事前の書面による同意を得ることなく(但し、やむを 得ない事情がない限り、当該同意は拒絶、遅延又は留保されないものとする。)、第三 者請求等につき和解その他の譲歩を行わないものとする。

第7.4条 (補償の方法の制限等)

本契約に関連して KDDI 又は JCOM に生じる損害等についての相手方当事者に対する補償その他の請求は、本契約に明示的に定められた規定に従ってのみ可能であり、KDDI 及び JCOM は、かかる規定に基づく補償その他の請求を除き、債務不履行責任、契約不適合責任、不法行為責任、法定責任その他法律構成の如何を問わず、相手方当事者に対して損害等その他の負担につき賠償、補償その他の請求をすることはできない。

第8章 本契約の終了

第8.1条 (本契約の終了)

- 1. 本契約は、本効力発生日までに限り、かつ、以下の各号のいずれかの場合にのみ終了するものとする。
 - (1) KDDI 及び JCOM が、本契約の終了につき書面により合意した場合
 - (2) 次条に従い、いずれかの当事者により本契約が解除された場合
- 2. KDDI 及び JCOM は、第 6.1 条第 2 項又は第 3 項に定める対応の協議にかかわらず、 2024 年 12 月 31 日までに対応につき KDDI と JCOM とで合意に至らなかった場合、本 契約は終了するものとする。
- 3. 各当事者は、本契約の終了により、本契約終了時において既に本契約に基づき発生した 権利義務又は本契約終了前の作為若しくは不作為に基づき本契約の終了後に発生した 本契約に基づく責任を免除されるものではない。
- 4. 本契約の終了後も、第7章、本条及び第9章の効力は存続するものとする。

第8.2条 (本契約の解除)

- 1. KDDIは、以下の事項のいずれかに該当する場合には、本効力発生日までに限り、JCOM に書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
 - (1) 第 5.2 条第 1 項に定める JCOM の表明及び保証に重大な点において違反があった 場合
 - (2) JCOM に本契約に基づく JCOM の義務に重大な点で違反があった場合
 - (3) JCOM が解散、清算をし、若しくは倒産手続等の開始申立てを受け、若しくは申立 てを行った場合、又は支払停止、支払不能若しくは債務超過の状態となった場合
 - (4) 本吸収分割が 2025 年 12 月 31 日までに実行されなかった場合 (KDDI の責めに帰

すべき事由による場合を除く。)

- 2. JCOM は、以下の事項のいずれかに該当する場合には、本効力発生日までに限り、KDDI に書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
 - (1) 第 5.1 条第 1 項に定める KDDI の表明及び保証に重大な点において違反があった 場合
 - (2) KDDI に本契約に基づく KDDI の義務に重大な点で違反があった場合
 - (3) KDDI が解散、清算をし、若しくは倒産手続等の開始申立てを受け、若しくは申立 てを行った場合、又は支払停止、支払不能若しくは債務超過の状態となった場合
 - (4) 本吸収分割が 2025 年 12 月 31 日までに実行されなかった場合 (JCOM の責めに帰すべき事由による場合を除く。)

第9章 一般条項

第9.1条 (秘密保持)

- 1. KDDI 及び JCOM は、本契約締結日から 3 年間、(i) 本契約に関連する交渉の存在、内容及び経緯、及び(ii) 本吸収分割に関連して本契約締結日の前後を問わず相手方当事者から受領した相手方当事者の営業上、技術上、経営上その他業務上の一切の情報(書面、口頭、電子メール、電磁的記録媒体等、受領の態様を問わない。また、個人情報を含む。)(以下総称して「秘密情報」という。)について、厳に秘密を保持し、相手方当事者の事前の書面による同意がない限り、いかなる第三者にも開示、提供又は漏洩してはならず、また、本契約の交渉及び締結並びに履行以外の目的に使用してはならない。但し、次の各号に規定されるものは秘密情報に含まれない。
 - (1) 当該情報を開示した当事者(以下、本条において「**開示当事者**」という。)が開示した時点で、当該情報を受領した当事者(以下、本条において「**受領当事者**」という。)が自ら適法に保有していた情報
 - (2) 開示当事者が開示した時点で既に公知となっていた情報
 - (3) 開示当事者が開示した後、受領当事者の責によらず公知となった情報
 - (4) 受領当事者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に 受領した情報
 - (5) 開示当事者からの情報に基づかずに受領当事者が独自に開発した情報
- 2. 前項の定めにかかわらず、JCOM は、クロージング後、本事業に関連する一切の情報(疑義を避けるために付言すると、本契約に関連する交渉の存在、内容及び経緯に関する情報を除く。)について秘密保持義務を負わない(但し、KDDI が雇用する従業員に関する個人情報については、当該従業員が JCOM に転籍しない限り、秘密保持義務を負うものとする。)。また、KDDI は、クロージング後、本契約の交渉及び履行の過程において受領したものであるか否かを問わず、本事業に関する一切の情報(本事業の顧客の個

人情報に関する個人情報を含む。)について秘密保持義務を負うものとする。

- 3. 第1項の定めにかかわらず、KDDI及びJCOMは、本契約の交渉若しくは締結及び履行のために必要な範囲内に限り、自ら及び自らの親会社の役職員及びアドバイザー等に対して相手方当事者の秘密情報を開示することができる。但し、開示を受ける第三者が法令等に基づく守秘義務を負担しない場合は、少なくとも本条に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を負担することを条件とする。
- 4. 第1項の定めにかかわらず、KDDI及びJCOMは、法令等の規定又は司法・行政機関等の判断等により秘密情報の開示が義務付けられる場合には、事前に(それが困難な場合には、実務上可能な限り事後速やかに)相手方当事者に対して書面にて通知の上、かかる義務が課される範囲で当該秘密情報を開示することができる。

第9.2条 (公表)

KDDI 及び JCOM は、本契約又は本吸収分割に関する公表を行う場合には、事前に相手方と協議するものとし、相手方と合意した時期、方法及び内容に従って、これを行うものとする。但し、KDDI 及び JCOM は、法令等に基づき開示が要求される場合、本契約又は本吸収分割の内容につき必要最小限の範囲で公表することができる。この場合において公表を行う当事者は、その内容及び方法につき実務上可能な限り相手方と事前に協議しなければならない。

第9.3条 (費用負担)

- 1. KDDI は、KDDI における分割登記に係る費用を負担し、JCOM は JCOM における分割 登記に係る費用を負担する。
- 2. 前項及びその他本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約の交渉、締結及び履行に 関し KDDI 及び JCOM に発生する費用は各自がそれぞれ負担する。

第9.4条 (分離可能性)

本契約のいずれかの規定の一部が何らかの理由により無効、違法又は執行不能とされた場合であっても、本契約の他の規定が無効、違法又は執行不能となるものではなく、また、かかる場合には、当該規定は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において限定的に解釈されるものとする。

第9.5条 (権利義務の譲渡禁止)

KDDI 及び JCOM は、相手方の事前の書面による承諾を得ずに、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し又は引き受けさせてはならず、又はこれを担保に供してはならない。

第9.6条 (権利不放棄)

本契約に基づく権利の放棄は、当該権利を有する当事者が作成した書面によってのみ行われる。KDDI 又は JCOM によるいかなる権利の行使の遅れもその放棄とはならず、KDDI 又は JCOM による本契約に基づくいかなる権利の放棄又は部分的行使も本契約の他の権利又は行使されなかった権利の一部を排除するものではない。

第9.7条 (反社会的勢力の排除)

- 1. 本契約の当事者は、相手方に対し、本契約締結日及び本効力発生日において、反社会的勢力との関係が直接又は間接を問わず一切なく、また反社会的勢力との間で、商行為、利益の供与又は授受その他一切の取引(一時的か継続的かを問わない。)、これらを通じた反社会的勢力の維持・運営に協力又は関与をしていないことを表明し、かつ保証する。また、本契約の当事者は、相手方に対し、本契約締結日及び本効力発生日において、自ら並びにそれらの役員及び従業員のいずれも、①脅迫的行為又は組織犯罪に関与したことはなく、現在も関与していないこと、②政府当局による捜査、捜索又は調査の対象とはなっていないこと、及び③反社会的勢力に該当せず、また、過去に該当したこともなく、直接的又は間接的であるとを問わず、反社会的勢力と経済的関係その他の一切の関係を有していないことを表明し、かつ保証する。
- 2. 本契約の当事者は、本契約の履行に関連して自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを、相手方に対し、誓約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて他方当事者の信用を棄損し、又は他方当事者の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3. 本契約の当事者は、相手方が前二項の表明及び保証並びに誓約に違反した場合、又は、相手方の事由により本契約の履行が反社会的勢力の活動を助長し若しくは反社会的勢力の運営に資すると判明した場合には、かかる事由が生じた時点以降いつ何時においても(但し、クロージング前に限る。)、何らの催告を要することなく、本契約又は本契約に付随する契約の全部又は一部を全当事者との関係で解除できる。
- 4. 前項の定めに基づき本契約を解除した当事者は、本契約を解除したことに起因して相手 方に損害が生じた場合であっても、何らこれを補償等することを要しない。

第9.8条 (契約の変更)

本契約は、KDDI 及び JCOM の書面による合意によらなければ変更することができない。

第9.9条 (完全合意)

本契約は、書面、口頭、黙示のいずれを問わず、本吸収分割についての全てのこれまでの 当事者間の提案、交渉その他の意思連絡に優先するものである。

第9.10条 (準拠法・裁判管轄)

本契約は、日本法に準拠し、日本法により解釈される。本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

第9.11条 (誠実協議)

KDDI 及び JCOM は、本契約に定めのない事項又は解釈上疑義が生じた事項については、 本契約の趣旨に従い、誠実に協議をすることにより、これを解決する。

(以下余白)

本契約成立の証として、本書 2 通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2023年7月28日

KDDI: 東京都千代田区飯田橋三丁目 10 番 10 号

KDDI 株式会社

代表取締役社長 髙橋 誠

本契約成立の証として、本書 2 通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2023年7月28日

JCOM: 東京都千代田区丸の内 1-8-1 丸の内トラストタワーN館

JCOM 株式会社

代表取締役社長 岩木 陽一

別紙 1.1 定義

- (1) 「JCOM」とは、頭書に定める意味を有する。
- (2) 「KDDI」とは、頭書に定める意味を有する。
- (3) 「住友商事」とは、住友商事株式会社をいう。
- (4) 「アドバイザー等」とは、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、フィナンシャル アドバイザー、その他の専門家を総称していう。
- (5) 「開示当事者」とは、第9.1条第1項に定める意味を有する。
- (6) 「関連契約」とは、第4.4条に定める意味を有する。
- (7) 「許認可等」とは、司法・行政機関等の許可、認可、免許、登録、承認、司法・行政 機関等への届出、報告その他これらに類する法令等上の手続を総称していう。
- (8) 「クレーム等」とは、クレーム、異議、不服及び苦情を総称していう。
- (9) 「クロージング」とは、第3.1条に定める意味を有する。
- (10) 「契約等」とは、法的拘束力を有する全ての合意を意味し、口頭であると書面であるとを問わない。
- (11) 「子会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第7条第3項に 定義される子会社をいう。
- (12) 「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に定義される個人情報をいう。
- (13) 「個人情報保護法」とは、個人情報の保護に関する法律をいう。
- (14) 「債務不履行事由等」とは、契約等に係る、①その違反、②解除、解約、取消その他の終了事由、③期限の利益喪失事由、④違約金その他の損害等の賠償の事由及び⑤通知、時間の経過若しくはその双方によりこれらの事由に該当することとなる事由を総称していう。
- (15) 「出向予定従業員」とは、第4.5条第1項に定める意味を有する。
- (16) 「受領当事者」とは、第9.1条第1項に定める意味を有する。
- (17) 「承継対象契約」とは、本吸収分割により別紙 2.3.1「承継対象権利義務明細表」の「承継する契約」記載の JCOM が KDDI から承継する契約をいう。
- (18) 「承継対象資産」とは、本吸収分割により別紙 2.3.1「承継対象権利義務明細表」の「承継する資産」記載の JCOM が KDDI から承継する資産をいう。
- (19) 「承継対象知的財産権」とは、本吸収分割により別紙 2.3.1「承継対象権利義務明細表」の「承継する資産」記載の JCOM が KDDI から承継する知的財産権をいう。
- (20) 「承継対象負債」とは、本吸収分割により別紙 2.3.1「承継対象権利義務明細表」の「承継する負債」記載の JCOM が KDDI から承継する負債をいう。
- (21) 「司法・行政機関等」とは、裁判所、仲裁人、仲裁機関、規制機関、執行若しくは調査機関、監督官庁その他の司法機関、行政機関又は金融商品取引所その他の自主規制機関(いずれも外国の機関等も含む。)を総称していう。

- (22) 「司法・行政機関等の判断等」とは、司法・行政機関等の判決、決定、命令、行政指導、裁判上の和解、免許、許可、認可、勧告その他の措置及び判断を総称していう。
- (23) 「訴訟等」とは、訴訟、仲裁、調停、強制執行、仮差押、差押、仮処分、保全処分、 保全差押、滞納処分、審判手続、又は異議申立手続その他一切の裁判上又は行政上の 手続を総称していう。
- (24) 「損害等」とは、第7.1条第1項に定める意味を有する。
- (25) 「第三者請求等」とは、第7.3条に定める意味を有する。
- (26) 「倒産手続等」とは、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他 これらに類する国内外の法的倒産手続又は事業再生 ADR、特定調停その他の私的整 理手続(外国法に基づくものを含む。)をいう。
- (27) 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会 屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいう。
- (28) 「秘密情報」とは、第9.1条第1項に定める意味を有する。
- (29) 「負担等」とは、第三者の質権、抵当権、先取特権、留置権その他の担保権(譲渡担保及び所有権留保を含む。)、所有権、賃借権、地上権、地役権、使用借権、実施権その他の使用権、売買の予約、譲渡を約する契約等、譲渡を禁止する契約等、差押、仮差押、差止命令、仮処分若しくは滞納処分、請求権、オプション、担保類似の権利その他使用、譲渡、収益その他の権利行使を制限する一切の負担又は制約を総称していう。
- (30) 「法令等」とは、法律、命令、規則、条例、条約、指針、通知、通達、事務ガイドライン、自主規制団体による自主規制(金融商品取引所の規則を含む。) その他これらに準じるもの(外国においてこれらに相当するものを含む。) を総称していう。
- (31) 「本 JCOM 株主総会」とは、第 3.2 条に定める意味を有する。
- (32) 「本吸収分割」とは、頭書に定める意味を有する。
- (33) 「本契約」とは、頭書に定める意味を有する。
- (34) 「本契約締結日」とは、頭書に定める意味を有する。
- (35) 「本計算書類」とは、別紙 5.1.1 第 2 項第(5)号に定める意味を有する。
- (36) 「本件従業員」とは、出向予定従業員、及び労働承継法に基づき KDDI から JCOM に 承継されるその他の労働者(もしあれば)をいう。
- (37) 「本件対価」とは、第2.5条に定める意味を有する。
- (38) 「本効力発生日」とは、第2.6条に定める意味を有する。
- (39) 「本事業」とは、第2.1条に定める意味を有する。
- (40) 「本承継対象権利義務」とは、第2.1条に定める意味を有する。
- (41) 「本総数引受契約」とは、JCOM と住友商事との間で締結される、JCOM の普通株式 74,860 株の募集株式の発行に係る総数引受契約をいう。
- (42) 「本デュー・ディリジェンス」とは、JCOM が本吸収分割により本事業を承継するに

際し、法務、会計、税務、ビジネスその他の観点から行った本事業に対する一切の調査をいう。

- (43) 「要承諾契約」とは、第4.3条第1項に定める意味を有する。
- (44) 「労働承継法」とは、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律をいう。
- (45) 「労働承継法指針」とは、会社分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針をいう。
- (46) 「労働承継法施行規則」とは、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律施行規則をいう。

別紙 2.3.1 承継対象権利義務明細表

承継対象権利義務明細表

本承継対象権利義務は、本効力発生日の到来の直前(以下「基準時」という。)に おける次の資産、負債、契約及びその他の権利義務とする。

1. 承継する資産

分割会社が基準時において権利を有し、かつ専ら本事業に属する以下の資産 (但し、第4項に定める資産を除く。)。

(1) 流動資産

現預金、商品、売掛金及び未収入金。但し、現預金、売掛金及び未収入金 については、下記(注)に記載した内容とする。

(A)2023 年 10 月 31 日時点における、本事業に属する、商品、売掛金 (注) 及び未収入金の項目(以下「本調整対象資産項目」という。)の金額の合計か ら、買掛金及び未払金の項目(以下「本調整対象負債項目」という。)の金額 の合計を控除した金額から、(B)2022 年 9 月 30 日時点における、本調整対象 資産項目の金額の合計から、本調整対象負債項目の金額の合計を控除した金 額を控除した金額(以下「本調整金額」という。)が、①16億円以上となる 場合、本調整金額のうち16億円を超える金額(以下「本超過額」という。) に相当する売掛金及び未収入金は本承継対象権利義務から除外されるものと し(但し、分割会社の子会社又は関連会社に対する金額の大きいもの(本超 過額を超えないものに限る。)から順に本超過額を超えるまで除外され、分 割会社の子会社又は関連会社に対する売掛金及び未収入金を除外した後に本 調整金額が残る場合には、子会社又は関連会社以外に対する金額の大きいも の(当該除外した後の本超過額を超えないものに限る。)から順に本超過額 を超えるまで除外されるものとする。なお、当該本承継対象権利義務からの 売掛金及び未収入金の除外においては、個々の売掛金及び未収入金は分割せ ず、本超過額を超えることになる売掛金及び未収入金まで除外対象とした上 で、本①において除外対象となる売掛金及び未収入金の合計金額のうち、本 超過額を超える金額を、本承継対象権利義務に規定される現預金の金額とす る。)、②マイナス 16 億円以下となる場合、本調整金額の絶対値のうち 16 億 円を超える金額に相当する金額を本承継対象権利義務に規定される現預金の 金額とする。 疑義を避けるために付言すると、(A)と(B)の項目の金額は、同様 の会計処理の基準又は方針により算出されるものとする。

(2) 固定資産

工具器具及び備品その他有形固定資産、その他無形固定資産

(3) 知的財産権

商標権(商標登録第 4949989 号及び商標登録第 5390201 号)、本事業に専ら使用されている知的財産権(分割会社が共有持分のみを有する場合は 当該共有持分に限る。)

2. 承継する負債

分割会社が基準時において負担し、かつ専ら本事業に属する以下の負債(但し、第4項に定める負債を除く。)。

- (1) 流動負債 買掛金及び未払金
- (2) 固定負債 なし

3. 承継する契約及び当該契約に基づく権利義務

基準時において有効であり、かつ本事業に関して締結されている契約(当該契約の変更覚書その他これに付随する合意の一切を含み、本吸収分割に関する契約を除く。)及びこれらの契約に基づく権利義務。但し、①分割会社が雇用する従業員に係る雇用契約、②本事業以外の事業にも関連する契約については、当該契約のうち本事業に関連しない部分、及び③法令上又はその他事由により承継対象とすることができない契約及びこれらの①乃至③の契約に基づく権利義務並びに第4項に定める契約及び当該契約に基づく権利義務は除く。

4. 承継対象外の資産、負債、契約及びその他の権利義務

前三項の定めにかかわらず、本事業に関する以下の各号に定める資産、負債、契約 及びその他の権利義務は、本承継対象権利義務に含まれない。

- (1) KDDI から JCOM に対して提供されているサービスに関する資産、負債、契約 及びその他の権利義務
- (2) 本事業以外の事業にも関係する通信設備に関する資産、負債、契約及びその他の権利義務

別紙 5.1.1 KDDI による表明及び保証

1. KDDI に関する事項

(1) (設立及び存続)

KDDIは、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であり、現在行っている事業に必要な権限及び権能を有していること。

(2) (本契約の締結及び履行)

KDDI は、本契約を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権限及び権能を有していること。KDDI による本契約の締結及び履行は、その目的の範囲内の行為であり、KDDI は、本契約締結日(本吸収分割の実行については本効力発生日)において、本契約の締結及び履行並びに本吸収分割の実行に関し、法令等、定款その他 KDDI の社内規程において必要とされる手続(本契約を承認する KDDI の取締役会決議を含むがこれに限られない。)を全て適法に履践していること。

(3) (法令等との抵触の不存在)

KDDI による本契約の締結及び履行は、①法令等に違反せず、②KDDI の定款その他の内部規則に違反せず、③KDDI が当事者となっている契約等について、債務不履行事由等を構成せず、かつ、④司法・行政機関等の判断等に違反しないこと。KDDI による本契約の締結及び履行を妨げることとなる裁判又は行政手続は一切係属していないこと。

(4) (強制執行の可能性)

本契約は、KDDIにより適法かつ有効に締結され、KDDIの適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、その各条項に従いKDDIに対して強制執行が可能であること。

(5) (倒産手続等の不存在)

KDDI に対して倒産手続等は開始されておらず、KDDI 自ら又は第三者によりかかる手続の開始の申立てもなされておらず、また、かかる手続を開始する原因となりうる事実も存在しないこと。

(6) (労働問題等)

- ① KDDI において、本件従業員に対する給与・賃金 (時間外、休日又は深夜の割増賃金を含むがこれに限らない。)、退職慰労金その他本件従業員に対して支払うべき金銭等の支払義務を全て重要な点において履行済みであること。また、KDDI の本件従業員について、支払いの繰延べその他の理由により未払となっている給与・賃金は重要な点において存せず、かつ、本吸収分割を理由として本件従業員に対して賞与その他特別な報酬は生じないこと。
- ② KDDI による、労働関係の法令等、就業規則、労使協定、労働協約その他の労務関連の内部規則及び従業員との間で締結されている契約等の違反であって、

本事業に重大な悪影響を与えるようなものは存在しないこと。

- ③ KDDIの知り得る限り、KDDIの本件従業員に関して、いかなるストライキ、労働停止、労働遅延、不当解雇乃至更新拒絶・リストラ、雇用差別、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントその他これらに類する労働問題であって、本事業に重大な悪影響を与えるようなものは存しないこと。また、KDDIには、本件従業員との間での労働紛争、労働争議を含む労働問題に関する訴訟等又はクレーム等であって、本事業に重大な悪影響を与えるようなものは存せず、KDDIの知る限り、その具体的なおそれもないこと。
- ④ KDDI の知る限り、KDDI の本件従業員には業務上疾病その他の労働災害は存しないこと。

(7) (許認可等)

KDDI は、本契約の締結及び履行並びに本吸収分割の実行のために自ら履践することが必要とされる許認可等の取得、報告・届出等その他法令等上の手続を、重要な点において、全て法令等の規定に従って履践が必要となる時点までに、適法、適正かつ有効に履践済みであること。

(8) (訴訟等及びクレーム等の不存在)

KDDIによる本契約の締結及び履行又は本事業の遂行及び本吸収分割の実行に関して、これらに重大な悪影響を及ぼすおそれのある KDDIを当事者とする訴訟等又はクレーム等は係属し又は進行しておらず、かつ、KDDIの知る限り、将来かかる訴訟等又はクレーム等が係属し又は進行する具体的なおそれが生じていないこと。

2. 本事業に関する事項

- (1) (承継対象資産)
 - ① KDDIの知り得る限り、KDDIは、承継対象資産を全て適法かつ有効に所有しているか、又は適法かつ有効に使用する権利を有しており、第三者に対抗し得る有効な対抗要件を具備していること。承継対象資産には、KDDIの知り得る限り、いかなる負担等も存在しないこと。
 - ② 承継対象資産に本契約の内容との重大な不適合はなく、本事業の通常の運営によって生じる摩耗及び使用年数に応じた経年劣化を除き、通常の事業運営過程において重大な点において支障なく利用され、又は利用し得る状態にあり、承継対象資産の利用の重大な支障となる事由は一切存しないこと。
 - ③ 本事業の維持継続のため、承継対象資産以外に JCOM が KDDI より承継すること を要する重要な資産は存在しないこと。

(2) (知的財産権)

① KDDIの知り得る限り、KDDIは、承継対象知的財産権を全て適法かつ有効に所有

しているか、又は適法かつ有効に使用する権利を有しており、第三者に対抗し得る有効な対抗要件を具備していること。承継対象知的財産権には、KDDIの知り得る限り、いかなる負担等も存在しないこと。

- ② KDDI は、本事業を遂行する上で、第三者から当該第三者の知的財産権等を侵害している旨の通知又は警告を受領しておらず、また、KDDI の知り得る限り、第三者の知的財産権等を侵害しておらず、かつ、そのおそれもないこと。
- ③ 本事業の維持継続のため、承継対象知的財産権以外に JCOM が KDDI より承継することを要する重要な知的財産権は存在しないこと。

(3) (承継対象契約)

- ① 承継対象契約は、当該契約の当事者間でいずれも適法かつ有効に締結され、かつ、 その条項に従い法的拘束力を有し、破産法その他債権者の権利を一般的に制限す る法令等の制限に服した上で、執行可能な各当事者の義務を構成すること。
- ② 承継対象契約につき、KDDI 及び相手方当事者は債務不履行その他の重大な契約 違反に陥っておらず、かつ、KDDI の知る限り、その具体的なおそれも存在しないこと。
- ③ 承継対象契約につき、相手方当事者から、その理由の如何を問わず、期間内中途解約又は更新拒絶その他契約終了の可能性のある通知は受領しておらず、かつ、 KDDIの知る限り、その具体的なおそれも存在しないこと。
- ④ KDDI の知る限り、承継対象契約につき、客観的に KDDI と相手方当事者の信頼関係を毀損する事由(但し、本吸収分割の実行及び本事業の運営に重大な悪影響を及ぼすものに限る。)は存在しないこと。
- ⑤ JCOM が本効力発生日時点の本事業を継続して遂行するにあたり、承継対象契 約以外にJCOM が KDDI より承継することが合理的に必要となる重要な契約は 存在しないこと。疑義を避けるために付言すると、関連契約その他別途手当を しているものを除く。
- ⑥ 承継対象契約に関して、2023 年 7 月 24 日に KDDI から JCOM に対して交付した仕入先との合意に関する書面の内容について、当該仕入先との間で合意していること。

(4) (情報開示)

KDDIが、本契約の締結及び履行に関してJCOM又はそのアドバイザー等に提供した KDDI又は本事業に関する情報は、KDDIの知り得る限り、(資料については、その資料が作成された時点において)重要な点において、真実かつ正確なものであり、かつ、 KDDI又は本事業に関する事実について、KDDIの知り得る限り、重要な点において、不正確な事実又は誤解を生じさせるような事実は含んでいないこと。

(5) (財務諸表等)

KDDI が JCOM に開示した KDDI が JCOM に開示した 2022 年 9 月 30 日時点、2023 年

3月31日時点、及び2023年10月31日時点の承継対象資産及び承継対象負債に関する資料、並びに本事業の2019年4月1日から2023年3月31日までの各損益計算書(以下「本計算書類」という。)は(但し、2023年10月31日時点の承継対象資産及び承継対象負債に関する資料については、本効力発生日時点において)、KDDIの知り得る限り、KDDIの監査済みの貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにKDDIが内部管理の目的で適正に維持・管理する会計情報を基礎として、作成時点における合理的な前提及び方法に基づき本事業に関する財務情報を合理的に切り分けて作成されたものであり、重要な点において虚偽の記載を含まず、各作成基準日の時点における本事業の財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業、資産又は負債の状況を重要な点において正確に表示していること。

(6) (債権の健全性、偶発債務、潜在的債務、簿外債務等の不存在)

本計算書類に記載されている債権は、KDDI の知る限り、適法、有効かつ拘束力ある支払請求権を構成し、いかなる負担もなく、破産法その他債権者の権利を一般的に制限する法令等の制限に服した上で、契約等の定めに従い強制執行可能であり、同債権が回収不能若しくは困難となる、又はそれらの具体的なおそれを生じさせる事由は存在しないこと。KDDI は、本事業に関し、有利子負債を負担しておらず、KDDI の知り得る限り、本事業の通常の運営の過程で発生した債務を除き、2023年10月31日時点における承継対象負債に関する資料に記載されていない、いかなる債務(隠れた債務、保証債務、偶発債務、及び不法行為責任から生ずる債務を含むが、本吸収分割の実行及び本事業の運営に重大な悪影響を及ぼすものに限る。)をも負担していないこと。KDDI は、本事業に関して、保証契約若しくは保証予約の当事者ではなく、また、第三者のための損失補填契約、損害担保契約その他の第三者の債務を負担し若しくは保証する契約、又は第三者の損失を補償し若しくは担保する契約の当事者ではないこと。

(7) (法令遵守等)

KDDI は、本事業の遂行に関し、適用ある全ての法令等及び司法・行政機関等の判断等を重要な点において遵守していること。本事業に必要かつ重要な許認可等は、電気通信事業の届出を除き、存在しないこと。KDDI は、本事業の遂行に関して、監督官庁その他の行政当局(地方公共団体を含む。)から法令等の違反の指摘、改善命令その他の指導を受けたことはなく、KDDI の知る限り、その具体的なおそれもないこと。

(8) (許認可等)

KDDI は、本事業の遂行のために自ら履践することが必要とされる許認可等の取得、報告・届出等その他の法令等上重要な手続を、全て法令等の規定に従って履践が必要となる時点までに、適法かつ有効に履践済みであること。

(9) (訴訟等)

本事業に関する重大な訴訟等は、係属しておらず、また、KDDI の知る限り、かかる 訴訟等が提起される具体的なおそれもないこと。KDDI が、本事業に関し、第三者に 対して提起し現在係属中である重大な訴訟等又は提起を予定する重大な訴訟等は存在しないこと。KDDIは、本事業に関し、通常の業務過程において発生するクレーム等を除き、第三者より重大なクレーム等を受けておらず、また、KDDIの知る限り、その具体的なおそれもないこと。

別紙 5.2.1 JCOM による表明及び保証

(1) (設立及び存続)

JCOM は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であり、 現在行っている事業に必要な権限及び権能を有していること。

(2) (本契約の締結及び履行)

JCOM は、本契約を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権限及び権能を有していること。JCOM による本契約の締結及び履行は、その目的の範囲内の行為であり、JCOM は、本契約締結日(本吸収分割の実行については本効力発生日)において、本契約の締結及び履行並びに本吸収分割の実行に関し、法令等、定款その他 JCOM の社内規程において必要とされる手続(本契約を承認する JCOM の取締役会及び本 JCOM 株主総会決議をいう。)を全て適法に履践していること。

(3) (法令等との抵触の不存在)

JCOM による本契約の締結及び履行は、①法令等に違反せず、②JCOM の定款その他の内部規則に違反せず、③JCOM が当事者となっている契約等について、債務不履行事由等を構成せず、かつ、④司法・行政機関等の判断等に違反しないこと。JCOMによる本契約の締結及び履行を妨げることとなる裁判又は行政手続は一切係属していないこと。

(4) (強制執行の可能性)

本契約は、JCOM により適法かつ有効に締結され、JCOM の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、その各条項に従い JCOM に対して強制執行が可能であること。

(5) (倒産手続等の不存在)

JCOM に対して倒産手続等は開始されておらず、JCOM 自ら又は第三者によりかかる手続の開始の申立てもなされておらず、また、かかる手続を開始する原因となりうる事実も存在しないこと。

(6) (許認可等)

JCOM は、本契約の締結及び履行並びに本事業の遂行及び本吸収分割の実行のために自ら履践することが必要とされる許認可・承認等の取得、報告・届出等その他法令等上の手続を、重要な点において、全て法令等の規定に従って履践が必要となる時点までに、適法かつ有効に履践済みであること。

(7) (訴訟等及びクレーム等の不存在)

JCOMによる本契約の締結及び履行又は本事業の遂行及び本吸収分割の実行に関して、これらに重大な悪影響を及ぼすおそれのある JCOM を当事者とする訴訟等又はクレーム等は係属し又は進行しておらず、かつ、JCOM の知る限り、将来かかる訴訟等又はクレーム等が係属し又は進行する具体的なおそれが生じていないこと。

(8) (情報開示)

JCOMが、本契約の締結及び履行に関して KDDI 又はそのアドバイザー等に提供した JCOM に関する情報は、(資料については、その資料が作成された時点において) 重要な点において、真実かつ正確なものであり、かつ、JCOM に関する事実について、重要な点において、不正確な事実又は誤解を生じさせるような事実は含んでいないこと。

別紙 2 JCOM の最終事業年度における計算書類等の内容

(次頁以降のとおり)

事業報告

第30期

自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日

東京都千代田区丸の内一丁目8番1号

JCOM株式会社

代表取締役会長 芳賀 敏代表取締役社長 岩木 陽一

1. 株式会社の現況に関する事項

当期の日本経済においては、資源高の影響を受けつつも、感染拡大防止と経済活動の両立が進み、景気は持ち直していますが、欧米と比べコロナ禍での落ち込みからの回復ベースは 緩やかなものとなりました。

(1) 事業の経過及び成果

>>事業の状況

当期は、エネルギー危機や世界的なインフレ・半導体不足、さらに円安などにより、 事業面でコンテンツや機器の調達に影響がありました。

そのような厳しく流動的な状況でありましたが、ケーブル・プラットフォーム事業分野においては、他社と同質化が進む高速インターネット接続サービスにおいて新端末 (注1) の投入などサービスの強化を図り、加入世帯数を拡大してまいりました。

また、システム分野においては、新サービスの対応や機能改修にかかる期間短縮及び 費用削減を目的として、次期基幹システムへ業務領域単位で段階的に移行し、工事管 理・配送指示の移行を完了しました。

さらに、地域コミュニティ分野においては、コミュニティチャンネルや地域情報アプリ「ど・ろーかる」を最大限活用し、各自治体の首長からのメッセージなど、地域に関する情報の提供に努めました。また、特殊詐欺をはじめとする各種犯罪等の未然防止を図るために、電話サービスにおいて「迷惑電話自動ブロックオプション」の利用促進を行い、一部の警察署と『地域安全に関する協定』を締結するなど、地域住民の安全・安心の確保の実現に努めてまいりました。

当社は、"国内最大のケーブルテレビ企業"そして"多チャンネル市場をリードするメディア・エンタテインメント企業"として、1995年の創業から28年にわたり事業を行い、放送・映像制作・通信・電力・テレビ通販など、幅広い事業を行うユニークな企業に成長しました。事業環境の変化に対応しながら持続的な成長を実現するため、前期に策定した中期経営計画の着実な遂行と中長期的な成長の実現を目指して、全社横断タスクフォースを組成し、全社を挙げた『構造改革』と『新規事業機会創出』を推進しています。また、サステナビリティ経営への取り組みが加速する中、当社も社会の期待に応えるべく、当社グループの事業活動によるCO2の排出量を、2030年度までに2020年度比で50%削減し、2050年度までに実質ゼロとする『カーボンニュートラル宣言』を行いました。

今後も、当社グループ(注2)の『総合性』、『地域性』、『双方向性』を活かすとともに、変化に柔軟な対応を図っていきます。

- (注1) 当社サービス「J:COM メッシュ Wi-fi」のことであり、AI やデュアルバンド などの高機能な技術を用いて、宅内における高速で安定した Wi-Fi 環境の実現 が可能な端末であります。
- (注2) 当社及び当社の連結子会社27社をいいます。

>>ケーブル・プラットフォーム事業

当期のケーブル・プラットフォーム事業においては、ケーブルテレビサービス、高速インターネット接続サービス及び電話サービスの3サービスに加えて、モバイルサービスの提供及びお客さまサポートの拡充に取り組んでまいりました。

新サービスやお客さまのニーズに応じた営業ツール投入などを通じて着実な加入世帯数の拡大を目指した結果、当期の総加入世帯数の純増は46千世帯となり、当期末の加入世帯数は5,631千世帯となりました。

加入獲得については、お客さまの行動様式の変化に伴い、オンラインやアウトバウンドを活用した非対面の営業活動を引き続き推進しました。また、ケーブルテレビサービスの販売力強化として、年々減少していく CS 視聴者に対して、視聴ニーズの高い OTTサービスと連携しテレビサービスの魅力化に努めてまいりました。

お客さまサポートについては、アフターサポート担当が解約リスクの高い顧客層へのお客さまサポートを能動的に行い、「J:COM メッシュ Wi-Fi」や高速インターネットサービスの推進など、多様なサービス提供を行いました。また、ホームページのリニューアルやパーソナル ID、スマートフォン向けアプリ「MY J:COM アプリ」の利用促進を行うなど、CX(注 3)向上に取り組むとともに、カスタマーセンターの受電率改善や対応の質の向上、お客さま満足度の向上に結び付く取り組みに注力してまいりました。

その他、電力サービスについては、2016年のサービス開始当初から、燃料費調整額の上限価格を設定しておりましたが、昨今の急激な国際情勢の変化による燃料価格の高騰を受けて、2022年11月検針分から燃料費調整に係る上限価格の撤廃を行いました。

営業面については、次の取り組みを実施しました。

- ➤ ケーブルテレビサービスにおいて、ウォルト・ディズニー・ジャパン㈱とパートナーシップを拡大し、ディズニーの動画配信サービス「Disney+」を開始しました。さらに、「J:COM LINK」及び「J:COM LINK mini」の契約者を対象とした「J:COM まとめ請求 for Disney+」のサービスを 2022 年 4 月より、2022 年 9 月には「Disney+」と専門チャンネルがセットになった「J:COM TV フレックスwith Disney+」の提供を開始しました。また、多様化するお客さまの視聴スタイルやコンテンツニーズに応えるため、2022 年 7 月には「J:COM TV セレクト」のリニューアルを行い、選択できる専門チャンネルパックを 3 種から 8 種へ拡充するとともに、専門チャンネルパック変更時の手数料を無料としました。
 - ➤ 高速インターネット接続サービスにおいて、「J:COM メッシュ Wi-Fi」の機能を標準装備した Wi-Fi モデムを 2022 年 4 月より開始しました。また、お客さまの多様なニーズに応えるため、通信速度下り 1Gbps、5Gbps、10Gbps のサービス提供エリアを順次拡大しました。
 - ➤ J:COM モバイルにおいて、26歳以下のお客さまとその家族向けに月額料金を割り 引く「J:COM モバイル最強ヤング割」を2022年10月より開始しました。さら に、J:COM サービス(テレビ、ネット、固定電話、電気のいずれか)を利用の場 合はモバイルのデータ容量が増量される「データ盛」も活用し、複数サービスの加 入獲得を推進しました。

これら既存サービスの高度化・高品質化、新たなサービスの展開及びお客さまサポートなどの強化により、今後も、お客さま基盤の拡充と当社収益力の更なる強化を図ってまいります。

当社グループにおける当期末のケーブルテレビサービス加入世帯数は、3,862 千世帯となりました。

■ 高速インターネット接続サービス(J:COM NET)

当社グループにおける当期末の高速インターネット接続サービス加入世帯数は、 4,198 千世帯となりました。

【Ⅲ 電話サービス(J:COM PHONE)

当社グループにおける当期末の電話サービス加入世帯数は、3,489千世帯となりました。

♀ 電力サービス(**J:COM** 電力)

当社グループにおける当期末の電力サービス加入世帯数は、1,123 千世帯となりました。

モバイルサービス(J:COM MOBILE)

当社グループにおける当期末のモバイルサービス加入数は、569 千契約となりました。

様々な取り組みにより、当期末の総加入世帯数は、前期比 46 千世帯増の 5,631 千世帯 となりました。

(注3) Customer Experience の略語であり、商品やサービスに対する金銭的・物質的な価値だけではなく、商品を使用したときやサービスを受けたときに感じる心理的・感覚的な価値をいいます。

>>メディア・エンタテインメント事業

当期は、お客さまに多様な価値を提供することを目指し、メディア事業、メディアソリューション(広告)事業、エンタテインメント事業、及び地域メディアの4領域において次のような取り組みを実施しました。

メディア事業においては、多チャンネル放送市場の減少や円安による海外コンテンツ権料高騰、新規配信事業者の参入があった一方で、既存事業のコスト削減による収益の改善やデジタル領域の強化を行いました。デジタル領域では、「J SPORTS オンデマンド」の配信基盤を刷新し、より安定的な動画配信と様々な機能拡張が可能となる新システムを導入することで、柔軟なサービスや新たなオンデマンド広告の提供が可能となりました。

メディアソリューション事業においては、広告事業におけるソリューション型営業の推進を行いました。当社グループの様々な商材を扱ったクロスセル強化により、クライアントの課題やニーズに合わせて提案の幅を広げ、売上の増加に繋げました。また、㈱エニーは、イベント開催の制限緩和やコスト削減効果などもあり、2020年度以来の黒字化を達成しました。一方で、㈱プルークスは、事業拡大を進め増収したものの、市場競争の激化や人材不足による施策未実施が影響し減益となりました。

エンタテインメント事業においては、アニメ作品を中心とした海外セールス展開が好調に推移し、ライツ事業の売上が継続して伸長しました。また、メガパックはお客さまのニーズに合わせた編成を実施し、月次の有料会員数が純増転換となりました。劇場興行は、ファンベース作品を中心とした展開により、収益を確保しました。

地域メディアにおいては、日本放送協会(以下「NHK」という)と『防災・減災における連携協定』を締結し、有事の際に映像や情報を交換することで地域の安心安全に貢献できる仕組みを構築しました。2023年2月におけるNHKへの取材映像の提供を皮切りに、更なる連携体制の強化を推進してまいります。

>>テレビ通販事業

当社は、ジュピターショップチャンネル(㈱(以下「ショップチャンネル」という)を 通じたテレビ通販事業として、業績拡大に向けて様々な取り組みを実施しました。

お客さまのライフスタイルや価値観の多様化、デジタル化の加速など、ショップチャンネルの事業環境はこれまでにないスピードで変わり続けています。それらに対応すべく、これまで以上にお客さまに寄り添い、商品・番組・売場などの変革を推進し、『ショッピングエンタテインメント強化』に注力しました。

固定化していたお客さまターゲット像を見直し、35歳以上の現役ワーカー世代へアプローチすべく、土日祝日を重視し売上拡大やターゲット層の若返りを図りました。商品選定においては、短期的な売上効率からお客さま視点・長期視点を取り入れた MD 計画を立て、お客さまの視聴を最も惹きつけるファッション系商材の強化に取り組みました。番組制作においては、上位顧客参加型番組や吉本興業㈱とのコラボなど創意工夫を行い、番組鮮度の向上を図りました。

また、デジタルシフトを推進し、Web やアプリ、SNS 等のデジタルアセットの活用、ライブコマース事業や EC モールへの出店といったお客さまとの接点を拡大・強化しています。

低採算施策の見直しにより、新規顧客数は減少していたものの、2021年8月より提供開始した提携クレジットカードや年間の顧客購入金額に応じてインセンティブを付与する顧客プログラムなどの効果もあり、顧客基盤は一定を維持しています。

収益構造の改革も進め、商品値上げや原価交渉により売上総利益率は改善し、また、オペレーションコスト及び販管費の低減に努め、営業利益は前期比で増加しました。

来期に向けては、ライブコマース事業やコト消費商材の提供に加え、Makuake との協業などで新規顧客層を開拓し、将来の成長を支える事業への発展を目指して取り組んでまいります。

(2) 対処すべき課題

ケーブル・プラットフォーム事業においては、生活様式の変化に沿った接客体制の構築が求められています。国内の多チャンネル市場、インターネット市場の伸びが鈍化する中、競争環境の激化やお客さまのライフスタイル及び市場環境の変化に対応し、当社事業の持続的な成長を実現することが課題です。OTT事業者の台頭が当社多チャンネルサービス拡大の妨げに、また、競合事業者のインターネット高速化や高速無線データ通信サービスの低価格化と普及による事業者間の顧客獲得の熾烈化が当社高速インターネット接続サービス拡大の妨げになっています。また、電力サービスは燃料価格の乱高下が当面継続する見込みであり、それに伴う収益影響や、安定供給且つ持続的なサービスを提供することが課題です。さらに、新規獲得に向けての施策の充実、また、今後増加が予想される高齢者・単独世帯に対するサービスの質、利便性の向上、サポート体制の充実などによる加入世帯数の確保が喫緊の課題です。

これらの課題に対し、既に実績を上げている各種施策の通年実施に加えて、次の施策を実施することにより、事業の着実な成長を実現していきます。

- ➤ オンライン営業、アウトバウンド、カスタマーセンター・WEB の活用による 獲得効率の向上(非対面手法の拡大)
- ▶ DX 推進に伴う CX 向上による抜本的な解約削減の実現
- ▶ ライフタイムバリュー(注4)の高いセグメントからの新規獲得の強化
- ▶ 取次・代理店営業高度化の更なる推進
- ▶ 高速インターネット接続サービスの加入率の向上
- ▶ 安定したカスタマーセンター受電率及びサービスレベル(注5)の向上
- ▶ 当社ネットワーク設備の高度化による品質向上
- ▶ 地域に特化したコミュニティチャンネル番組制作による地域への貢献
- ▶ お客さま自身による設置工事を可能とするスキームの確立

メディア・エンタテインメント事業においては、多チャンネル放送市場の更なる縮小が見込まれ、また、配信事業の競争激化や国際情勢による価格高騰の影響を受ける中で、スポーツ動画配信のジャンル拡大や物販・興行を含めた 360 度展開による収益力の維持を図ってまいります。

また、メディアソリューション事業においては、価格高騰を受けたクライアントの出稿意欲の減少などで先行きが不透明な状況ですが、売上拡大に向けて営業を強化してまいります。加えて、市場拡大が見込まれる海外アニメ市場・国内動画制作市場での収益拡大に向け、人材育成や外部人材の確保に注力してまいります。

テレビ通販事業においては、コロナ禍でライフスタイルの多様化が加速したお客さまのニーズや、不安定な国際情勢による消費者行動や市場環境の変動への対応が必要となっています。また、ショップチャンネルのお客さまアンケート調査において、総合満足度に大きく影響する『番組』、『ファッション系商材』の要素で課題がみられました。

これらの改善を図るべく、『お客さまターゲット像の再認識』と『デジタルの徹底と 強化』を戦略に掲げ、顧客層の若年化と満足度向上を進めていく必要があるため、当社 の視聴データとショップチャンネルの顧客データを掛け合わせたデータ分析の継続的な活用による顧客理解の強化を図り、デジタルの徹底と強化に向けて相互送客施策を実施し、経営スピードの向上、既存業務の効率化及び品質向上に取り組んでまいります。

- (注 4) 顧客生涯価値(Life Time Value)であり、1人のお客さまが当社サービスに加入してから解約するまでの間に、当社の商品やサービスに対して支払った合計金額をいいます。
- (注5) お客さまからの入電時に30 秒以内に応答した割合をいいます。

(3) 資金調達の状況

長期借入金の返済により、当社グループの借入金残高は前期比 35,000 百万円減少し、419,017 百万円となりました。

(4) 設備投資の状況

当期において、当社グループではケーブルテレビ事業とテレビ通販事業を中心として 総額116,136百万円の設備投資を実施しました。

ケーブルテレビ事業の加入者設備工事では、加入工事に 18,146 百万円、集合住宅導入工事に 5.792 百万円を投資しました。

幹線工事では、ネットワークの高度化に 47,398 百万円を投資しました。

センター設備では、信頼性向上及び加入者増加への対応のため、ヘッドエンド設備に 6,560 百万円、通信設備に 5,532 百万円を投資しました。

これらのほか、加入者宅に設置する次世代テレビサービスに対応した $J:COM\ LINK$ 等のリース資産に 21,119 百万円を投資しました。

また、テレビ通販事業においては、4K 放送設備を中心に 1,496 百万円を投資しました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

詳細については、後記(14)重要な親会社及び子会社の状況④企業結合等の状況に記載しています。

(6) 他の会社(外国会社を含む。)の事業の譲受けの状況

詳細については、後記(14)重要な親会社及び子会社の状況④企業結合等の状況に記載しています。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

詳細については、後記(14)重要な親会社及び子会社の状況④企業結合等の状況に記載しています。

(8) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

詳細については、後記(14)重要な親会社及び子会社の状況④企業結合等の状況に記載しています。

(9) 主要な事業内容(2023年3月31日現在)

当社は、ケーブルテレビ局の統括運営を通じた有線テレビジョン放送事業及び電気通信事業、ケーブルテレビ局及びデジタル衛星放送向け番組供給事業統括、連結子会社を通じたテレビ通販事業を主な内容とし、事業活動を展開しています。

(10) 主要な事業所(2023年3月31日現在)

当社(東京都) ㈱ジェイコム東京(東京都) ㈱ジェイコムウエスト(大阪府) ㈱ジェイ・スポーツ(東京都) ジュピターショップチャンネル㈱(東京都)

(11) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況(連結)

正社員数	契約社員数	派遣社員数	計
12,041 名	1,768 名	2,496 名	16,305 名

⁽注) 連結での就業人員の合計数です。

② 当社の従業員の状況(単体)

正社員数	契約社員数	派遣社員数	計	平均年齢	平均勤続 年数
5,917名	366 名	1,300 名	7,583 名	42.6 歳	13年3ケ月

- (注) 1. 他社へ出向中の従業員を除き、他社からの出向者を含めた就業人員数を記載しています。
 - 2. 平均年齢、平均勤続年数は、他社からの受入出向者を除き、他社へ出向している者を含む正社員についての当期末の数値を算出しています。

(12) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高	
㈱三菱 UFJ 銀行	133,800 百万円	
㈱三井住友銀行	97,500 百万円	
㈱日本政策投資銀行	42,740 百万円	
三井住友信託銀行㈱	38,300 百万円	
㈱みずほ銀行	32,000 百万円	
その他	74,677 百万円	

- (注) 1. 借入金残高上位5社を表示しています。
 - 2. 連結での借入先及び借入金残高で記載しています。なお、借入金残高については、シンジケートローンの各借入先の引受額を含んでいます。

(13) 財産及び損益の状況(単体)

	第27期 (2020年3月期)	第28期 (2021年3月期)	第29期 (2022年3月期)	第30期 (2023年3月期)
売上高 (百万円)	321,131	322,640	324,902	316,572
経常利益 (百万円)	58,074	68,416	58,761	59,090
当期純利益 (百万円)	47,591	$\triangle 5,271$	52,073	43,890
1株当たり 当期純利益 (円)	7,931.89	$\triangle 878.64$	8,678.84	7,315.10
資本金 (百万円)	37,550	37,550	37,550	37,550
純資産 (百万円)	152,445	110,042	126,915	125,162
総資産 (百万円)	796,111	753,526	758,995	738,535

(14) 重要な親会社及び子会社の状況 (2023年3月31日現在)

① 親会社との関係

KDDI㈱(以下「KDDI」という)及び住友商事株式会社(以下「住友商事」という)は、それぞれ当社の議決権の50%を保有しています。実質支配力基準により、KDDIが当社の親会社に該当します。

② 親会社との間の取引に関する事項

当社と KDDI との間で、一部の事業分野における事業提携とその他の商取引等を実施していますが、KDDI 及び KDDI グループ各社との取引条件等については、当社と関連を有しない第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しています。また、当社は、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、社外監査役から当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会において多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しています。

③ 重要な子会社及び関連会社の状況(2023年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(重要な子会社)			
㈱ジェイコム東京	7,524 百万円	95.78%	有線一般放送事業、 電気通信事業

㈱ジェイコムウエスト	15,500	93.05	同上
㈱ジェイコム札幌	8,800	89.52	同上
㈱ジェイコム湘南・神奈川	5,771	92.82	同上
㈱ジェイコム千葉	3,395	91.20	同上
㈱ジェイコム九州	2,447	84.91	同上
㈱ジェイコム埼玉・東日本	1,600	93.05	同上
土浦ケーブルテレビ㈱	1,500	81.80	同上
㈱ケーブルネット下関	1,000	64.86	同上
横浜ケーブルビジョン(株)	320	51.00	同上
大分ケーブルテレコム㈱	720	96.38	同上
臼杵ケーブルネット㈱	30	49.47 (49.47)	同上
アイピー・パワーシステムズ(株)	100	100.00	電力一括受電事業、 電気設備調査·保安管理事業 電気設備工事請負業
ジェイコム大分エンジニアリン グ㈱	40	96.38 (96.38)	情報通信設備の設計・施工、 電気工事請負業、 電気通信工事請負業
㈱ジェイ・スポーツ	3,834	80.49	衛星基幹放送事業、 衛星一般放送事業、 番組供給事業
ジュピターエンタテインメント (株)	1,788	100.00	番組供給事業
ジュピターゴルフネットワーク (株)	1,700	89.41	同上
アスミック・エース㈱	1,388	100.00	映画製作・配給事業、 VOD 事業
チャンネル銀河㈱	200	81.00	番組供給事業
㈱エニー	39	100.00	イベント事業、 ホール運営受託、 CD 出版物販、 プレイガイド事業
㈱プルークス	10	100.00	映像制作·映像企画、 動画広告運用·配信
㈱ジェイコムハート	50	100.00	障がい者の雇用促進などに 関する法律に基づく特例 子会社

ジュピターショップチャンネル ㈱	4,400	50.00	テレビ通販事業
SC サテライト放送㈱	55	50.00 (50.00)	衛星基幹放送事業
㈱ザクア	100	66.00	I T関連の 訪問サポートサービス
ジェイコム少額短期保険㈱	290	50.00	少額短期保険業
ゴルフネットワークプラス㈱	163	94.81 (43.81)	アプリ開発・販売事業
(重要な関連会社)			
日本デジタル配信㈱	2,700	42.74 (9.40)	デジタル放送信号伝送事業
グリーンシティケーブルテレビ ㈱	1,000	20.00	有線一般放送事業、 電気通信事業
ディスカバリー・ジャパン㈱	110	20.00	番組供給事業
㈱インタラクティーヴィ	100	32.50	衛星基幹放送事業
オープンワイヤレス プラットフォーム合同会社	93	32.22	地域 WiMAX 通信サービス 事業
㈱シンテック	20	20.61 (20.61)	電気工事業
大分県デジタルネットワークセ ンター(株)	56	23.25 (23.25)	光ファイバー通信網を活用 したデジタルサービス事業
㈱SBS M&C	15,000 百万 ウォン	20.00	メディア広告代理事業 マーケティング事業

④ 企業結合等の状況

a. 株式会社スポカレは、2022年9月30日付で全株式を売却したため、当社の関連会社から除外しました。

以上の結果、当期末における連結子会社は27社、持分法適用関連会社は8社となりました。

2. 株式に関する事項(2023年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 普通株式 20,000,000 株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 6,000,000 株

(3) 株主数 2名

(4) 大株主の状況

₩ → Д	当社への出資状況		
株主名	持株数	持株比率	
KDDI㈱	3,000,000 株	50.00%	
住友商事㈱	3,000,000 株	50.00%	

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役会長	芳賀 敏	_
代表取締役社長	岩木 陽一	_
取締役	竹田 光宏	副社長執行役員 コーポレート部門長
取締役	黒井 真一	副社長執行役員 業務企画担当
取締役	雨宮 俊武	KDDI㈱ 取締役執行役員副社長 パーソナル事業本部長 兼 グローバルコンシューマ事業本部担当
取締役	森田 圭	KDDI㈱ 執行役員専務 パーソナル事業本部 サービス統括本部長
取締役	中島 正樹	住友商事㈱ 専務執行役員 メディア・デジタル事業部門長
取締役	渡辺 一正	住友商事㈱ 執行役員 メディア事業本部長

常勤監査役	長島 孝志	_
常勤監査役	増田 憲二	_
監査役	明田 健司	KDDI㈱ 執行役員 コーポレート統括本部 経営管理本部長 兼 技術統括本部 技術企画本部 副本部長
監査役	渡部 譲二	住友商事㈱ 理事 監査役業務部長
監査役	太子堂 厚子	森・濱田松本法律事務所 パートナー

- (注) 1. 監査役長島孝志氏、増田憲二氏、渡部譲二氏、太子堂厚子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
 - 2. 社外監査役長島孝志氏は、様々な事業分野や企業経営全般における豊富な経験を 有しています。
 - 3. 社外監査役増田憲二氏は、経理や財務における幅広い知見と経験を有しています。
 - 4. 社外監査役渡部譲二氏は、経理や財務における幅広い知見と経験を有しています。
 - 5. 社外監査役太子堂厚子氏は、弁護士として企業法務に精通しており、上場会社の 監査役としての経験を有しています。
 - 6. 当社と社外監査役太子堂厚子氏は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額としています。

(2) 取締役及び監査役の役員等賠償責任保険契約

① 被保険者の範囲

当社及び会社法に定める子会社すべての役員(取締役、監査役及び執行役員)

② 保険契約の内容の概要

被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償 請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して保険金が支払われる保険契約を締結し ております。保険料は当社が全額負担しております。

支払限度額30億円としておりますが、発行済株式総数の一定割合を保有する株主からの損害賠償等につきましては、支払限度額を一部下げております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取約	取締役監査				+
支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
5名	151百万円	3名	49百万円	8名	200百万円

- (注) 1. 取締役に対する報酬等限度額(年額)は、2007年3月27日の定時株主総会において金銭による報酬等として600百万円と決議されています。監査役に対する報酬等限度額(年額)は、2000年9月29日の臨時株主総会において金銭による報酬等として100百万円と決議されています。
 - 2. 当期末の人員は、取締役8名、監査役5名です。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等の重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	重要な兼職先及び兼職内容
社外監査役	長島 孝志	_
社外監査役	増田憲二	_
社外監査役	渡部 譲二	住友商事㈱ 理事 監査役業務部長
社外監査役	太子堂 厚子	森・濱田松本法律事務所 パートナー

- (注) 1. 当社と住友商事との間には、特記すべき商取引の関係はありません。
 - 2. 当社と森・濱田松本法律事務所との間には、特記すべき商取引の関係はありません。

② 主な活動状況

区分	氏 名	主な活動状況
社外監査役	長島 孝志	常勤として監査業務全般を行っています。
社外監査役	増田憲二	常勤として監査業務全般を行っています。
社外監査役	渡部 譲二	取締役会及び監査役会に出席し、議案審議等に必要かつ 専門的見地からの発言を適宜行っています。
社外監査役	太子堂 厚子	取締役会及び監査役会に出席し、議案審議等に必要かつ 専門的見地からの発言を適宜行っています。

③ 社外役員と締結している責任限定契約の内容の概要

区 分	氏 名	責任限定契約の内容の概要
社外監査役	太子堂 厚子	当社と社外監査役との間で、会社法第 427 条第 1 項の 規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、社 外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が ないときは、法令が規定する額を限度とする旨の契約 を締結しています。

④ 社外役員の報酬等の額

	支 給 人 数	報酬等の額
社外役員の報酬等の額	3名	49 百万円

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 PwC 京都監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当期に係る会計監査人の報酬等の額	99 百万円
② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	99 百万円

(注)監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手、報告を受けた 上で、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根 拠が適切であるか否かについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の 額につき、会社法第399条第1項の同意をしています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会社法に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定することとします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任することとします。なお、この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において解任の旨及びその理由を報告します。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社では、2022年6月29日付取締役会において決議された『内部統制システム構築に関する基本方針』に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めています。当期において実施しました内部統制上重要と考える主な取り組みは以下のとおりです。

内部統制システム構築の基本方針

当社は、経営の効率性の向上と健全性の維持及びこれらを達成するための経営の透明性の確保がコーポレートガバナンスの基本であると考え、企業理念の下、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社及び当社連結子会社(以下「当社グループ」という。)の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を図っている。

なお、以下に掲げる事項は、当社及び当社に属する関係会社において既に構築され、実施されている体制について確認するものであるが、今後も不断の見直しにより、その時々の要請に合致した体制を構築し、実施していくものである。

基 本 方 針

運用状況の概況

- 1. 当社の取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 『経営方針』及び『行動指針』において取締役、執行役員及び従業員のコンプライアンスを掲げ、法令及び定款その他社内規程等の遵守を徹底する。
- (2) 『コンプライアンス委員会等に関する規程』に基づき、コンプライアンス委員会を設置する。同委員会においてコンプライアンスマニュアルを作成し、「反社会的勢力についての対処」の項目を含むコンプライアンスを徹底するための各指針を定める。また、新人研修、管理職研修等の各種研修において、役職に応じたコンプライアンス研修を行う。

- (3) 「スピーク・アップ制度」により、法令及び定款その他社内規程等に違反する疑義のある行為を発見した役職員等が、コンプライアンス委員会、指定弁護士又は常勤監査役に直接連絡する体制を整備し、当該制度を適切に運用する。なお、同制度においては、当該情報連絡の秘密は厳守され、当社が連絡者に対して不利益な処遇を行わないことを明確にする。
- (4) 全社業務の独立的評価を行う組織である監査本部は、法令及び社内規程等の遵守状況、業務の有効性や効率性について『内部監査規程』に基づき内部監査を実施し、改善策の指導、支援、助言を行うとともに、代表取締役会長及び代表取締役社長へ定期的に報告する。

- (1) 『企業理念』、『経営方針』及び『行動指針』を策定し、全職員を対象とした各種研修や社内の啓発活動等により、その浸透に努めています。
- (3) コンプライアンス委員会、指定弁護士及び 常勤監査役に直接通報できる「スピーク・ アップ制度」を整備・運用し、問題の早期 発見と改善措置を行っています。また、同 制度の運用にあたっては、公益通報者保護 法の趣旨を踏まえ、従事者指定を行うとと もに、秘密の厳守及び連絡者に対する不利 益取扱いの禁止等を徹底しています。
- (4) 監査本部は、『内部監査規程』に基づき内部監査計画及び内部統制評価計画を策定し、内部監査及び内部統制評価を実施しています。監査対象先及び関係部署に対して改善策の提言、支援、フォローアップを行い、監査結果につきましては、代表取締役会長及び代表取締役社長へ定期的に報告し、常勤監査役に共有しています。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会議事録、申請書その他重要な職務 執行や意思決定に係る書類及び情報(以下 「書類等」という)は、『情報セキュリティ 基本方針』、『文書規程』及び『情報セキュ リティ管理に関する基本規程』に基づき、 適切に保存、管理し、必要に応じ閲覧可能 な状態を維持するとともに、当社の事業活 動における情報の社外への漏洩の防止等の ために必要な措置を講じる。
- (1) 取締役の職務執行に係る情報、取締役会議事録や経営会議議事録など経営上重要な事項に係る文書は、『情報セキュリティ管理に関する基本規程』や『文書管理規程』その他関連する規程等に従い、適切に保存・管理を行い、必要な関係者が閲覧できる体制を整備しています。

- (2) 監査役から求められたときは、適時、これらの書類等を閲覧に供する。
- (2) 監査役から回付依頼のあった書類については、監査役に回付し閲覧に供しています。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 代表取締役及びその他業務執行を担当する 取締役は、『リスクマネジメント規程』に基 づき、企業活動に伴うあらゆるリスクにつ いて総合的なリスクマネジメント体制を整 備するとともに、以下をはじめとする担当 各部署のリスク管理を推進する。
- ① 管理本部が当社及び当社グループのリスク管理活動を統括し、平時のリスク分析及びリスクの軽減に努めるとともに、『BCPマニュアル』に基づき、危急時の対処及び報告体制を構築する。各部署はそれぞれの所管業務に係る規程の制定、リスク管理の方針・マニュアル等の策定を通じ、リスク管理レベルの向上を図る。

- ② 監査本部は、『内部監査規程』に基づき、内部監査を実施することにより、経営組織の内部統制状況及び業務運営に係る法令・規程の遵守状況等を評価し、横断的なリスク状況の監視を行う。
- ③ サイバーセキュリティ推進室は、当社及び 当社グループのサイバーセキュリティ脅威 への対応を統括するとともに、インシデン トレスポンス体制を構築し、サイバーセキ ュリティ脅威に対する予防、早期発見並び に早期対処を推進する。

- (1) 代表取締役及びその他業務執行を担当する 取締役は、『リスクマネジメント規程』に 基づき、以下をはじめとする担当各部署の リスク管理を推進しています。
- ① 管理本部は、『リスクマネジメント規程』 に基づき、リスク発生の兆候を洞察し、リ スクを認識した場合は速やかに対応してい ます。 当期は、リスクマネジメントシス テムの三線管理線を強化しました。リスク 管理の強化と効率化を図るため、監査本部 の自主業務点検と共通リスク管理を統合 し、同時に共通リスク管理の適用範囲を拡 大しました。三線管理の強化として「1.5 線」を新設し、対1線の確認・支援を担う 役割として位置づけました。リスクマネジ メント活動計画は、期初に年度計画を経営 会議にて決議し、以降、定期的にリスクマ ネジメント活動を報告しています。あらゆ る危機事象に柔軟に対応するため『BCP マニュアル』を整備し、上期に首都直下型 地震を想定した緊急対策本部(駆け付け訓 練含む)、関西臨時対策本部の訓練を実施 しました。下期に富士山噴火訓練を実施 し、マニュアルの策定を行いました、来期 は、富士山噴火訓練の復旧フェーズの訓練 を実施し、マニュアルを改定することとし ています。
- ② 監査本部は、当期監査計画に従い、当社 及び当社グループ 51 拠点の事業所に対し 内部監査を実施しました。監査結果につい ては、代表取締役会長及び代表取締役社長 へ報告し、常勤監査役に共有しています。
- ③ サイバーセキュリティ推進室では、技術部門及び情報システム本部と協力し、対外的なリスクに対する外部脅威対策と対内的なリスクに対する内部不正対策を軸に、サイバーセキュリティ対策を推進しています。その一環としてサイバーセキュリティ推進室長を責任者としたインシデント対応チーム(JCOM-CSIRT)を組織、インシデント発生時の対応を行うとともに、対外的な窓口となりICT-ISACやJPCERT/CC等、外部セキュリティ組織との協力関係を構築しています。また、セキュリティオペレーションセンター(SOC)ではインシデン

- (2) 『情報セキュリティ管理に関する基本規程』に基づき、情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティの強化施策を推進する。
- (3) 『個人情報保護方針』及び『個人情報保護 基本規程』に基づき、個人情報を適切に保 存、管理し、一般財団法人日本情報経済社 会推進協会のプライバシーマーク認定取得 を完了し、認定基準に則った個人情報の適 切な取り扱いを推進、強化する。

- トの検知、早期対応を目的としたセキュリティ監視業務を行うとともに、検知能力の 改善に努めています。
- (2) 『情報セキュリティ管理に関する基本規程」に基づき、情報セキュリティ委員会を定期的に開催し、全社的な情報セキュリティに関する問題点の把握に努めるとともに、制度的問題並びに技術的問題を是正すべく、規程、ルールの作成及び改変並びに廃止のほか、システムの仕組みや運用方法の改善について、主管部署に対して提案を行っています。
- (3) 『個人情報保護方針』及び『個人情報保基本規程』に基づき、事業内容及び規模を考慮し、プライバシーマーク認定基準に則った適正かつ厳重な個人情報の保護管理と取得、利用及び提供等を実施しています。当期は、2年に一度のプライバシーマーク更新審査を受け、更新を完了しました。また改正個人情報保護法の施行に対応する為、当社の規則及びプライバシーポリシーの改定、運用の整備を行いました。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会において、代表取締役その他業務 執行を担当する取締役の職務分掌を定め、 職務の執行を行わせる。
- (2) 取締役会において、特定組織の業務を執行する責任者として執行役員を任命し、組織における意思決定の迅速化、及び業務執行の円滑化を図る。
- (3) 経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役の任期を1年とし、取締役会は原則として月1回開催する。
- (4) 『取締役会規程』において、取締役会への 要付議事項を規定し、付議される議案に関 する資料については、取締役会での審議が 十分に行われるように、事前に全役員に配 布し、各取締役が十分に事前準備できる体 制を整備する。
- (5) 業務の効率化を実現するため、その時々の 要請に応じた社内組織の編成を行うことが できる体制を整備する。

- (1) 『業務分掌、職務権限及び申請に関する規程』に基づき、担当役員を含む各組織の責任者に関する職務分掌を定め、職務執行を行っています。
- (2) 業務執行については、『執行役員規程』に 基づき、執行役員制度を採用し、権限の委 譲と責任体制の明確化を図り、有効かつ効 率的に業務を遂行しています。
- (3) 経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役の任期を1年とし、原則毎月1回取締役会を開催しています。
- (4) 取締役会へ付議する議案に関する資料については、各役員に事前配布し、閲覧できる体制を整備しています。
- (5) 機動的かつ効率的な業務遂行を目的として、2022年4月に機構改正を行いました。また、2023年4月の機構改正に向けて組織規模の適正化を図りました。その時々の要請に応じた社内組織の編成を行い、業務の効率化を図っています。

- (6) 日常の職務の執行に際しては、『業務分掌、職務権限及び申請に関する規程』に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者の職責を明確にするとともに、効率的に職務を遂行できる体制を構築する。
- (7) 経営体制・コーポレートガバナンスの高度 化を目的に、『経営会議規程』の第3条に基 づき指定されるメンバーで構成される経営 会議を設置し、当社の業務執行に関する最 高意思決定機関とする体制を整備する。
- (8) 諮問機関として、当社及び当社グループの 戦略・方針や経営課題の解決に向けた討 議・検討を行う戦略会議や、当社の投資に 関する重要事項について、その妥当性を審 査・審議する投資委員会を設置する。

- (6) 『業務分掌、職務権限及び申請に関する規程』に基づき、権限の委譲と責任体制の明確化を行い、効率的に職務遂行できる体制を構築しています。また、当期は新ビジネスに向けての業務効率化及び組織体制の最適化、グループ各社における職務権限の最適化を目的として、それぞれの職務権限の見直しを行いました。
- (7) 業務執行に係る重要案件については、取締役会へ上程する前に、常勤取締役、部門長、常務以上の執行役員等を構成メンバーとする経営会議に付議し、議論を行うことで、取締役の業務執行の有効性、効率性を図っています。
- (8) 経営会議の諮問機関として、当社及び当社 グループの戦略、方針や経営課題の解決に 向けた討議、検討を行うことを目的とした 戦略会議を設置し、当期は31回開催しま した。また、投資の妥当性及び効率化を目 指して設置された投資委員会を通じて、経 営会議における議論の質の向上を図ってお り、当期は11回開催しました。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する ための体制

- (1) 当社及び当社グループ共通の『企業理念』、『経営方針』及び『行動指針』に基づき作成したコンプライアンスマニュアル等を容易に閲覧できる環境を整備することにより、当社及び当社グループの一体となった遵法意識や価値観の共有を図るとともに、グループ各社の自主性、独自性を尊重する。なお、グループ各社の業務の適正を確保するための体制や施策等を整備する権限と責任は各社が有する。
- (2) 当社グループにおけるガバナンスの実効性を確保するため、『関係会社等管理規程』に基づき所管部署を定め、管理及び支援体制を確立するとともに、当社グループ各社に取締役や監査役及びその他の従業員を派遣し、ケーブル・プラットフォーム事業、番組供給事業及びその他事業の運営・管理サービス、営業研修、その他経営に関する指導を行う。
- (3) 当社グループ各社の事業における業績データをもとに予算と実績の管理を継続的に行い、事業の見通しや資源の再配分を適切に判断し、決定する。

- (1) 当社及び当社グループの役職員向けに、社内ウェブサイトを利用して『コンプライアンスマニュアル』が閲覧できる環境を整備しています。当該マニュアルについては、事業拡大や法律改正に伴い、適宜、改訂を実施しています。また、管理職研修や入社時研修、経営層に対する研修等、各種の研修においてコンプライアンスをテーマに取り上げ、コンプライアンス遵守に関する周知と認識の統一を図っています。
- (2) 当社グループにおけるガバナンスの実効性を確保するとともに、関係会社等の発展を目的とし、『関係会社等管理規程』に基づき所管部署を定め、管理及び支援体制を確立するとともに、当社グループ各社に取締役や監査役及びその他の従業員を派遣し、ケーブル・プラットフォーム事業、番組供給事業及びその他事業の運営・管理サービス、営業研修、コンプライアンス研修その他経営に関する指導を行っています。
- (3) 当社は当社グループ各社の役職員より、事業における状況の報告を定期的に受け、予算や実績データを確認したうえで経営会議並びに取締役会へ報告し、経営状況の把握、見通し、適切な資源の再配分を判断、決定しています。

- (4) 当社グループ各社の経営上の重要事項に関して、社内規程等で当社あて事前打合せ及び報告事項を定める。
- (5) 監査本部は、当社及びグループ各社における社内規程等遵守状況、業務の有効性や効率性並びにリスク状況につき内部監査を実施し、改善策の助言、運用支援を行うとともに、その結果を当社代表取締役会長及び代表取締役社長へ定期的に報告する。
- (6) 『インターナルコントロール委員会に関する規程』に基づき、インターナルコントロール委員会を設置する。企画・推進業務を行うため、同委員会の事務局を内部監査部とし、特に当社の連結ベースにおける財務・経理面での内部統制を強化、推進をする。
- (7) 当社及び当社グループ共通の「スピーク・アップ制度」を設け、法令及び定款その他社内規程等に違反する疑義のある行為を発見した役職員等が、当社のコンプライアンス委員会、指定弁護士又は常勤監査役に直接連絡する体制を整備する。
- (8) 当社及び当社グループ共通の『緊急時対応 計画(ERP)』に基づき、危急時の発生につ いて適時・適切に情報が伝達される体制を 整備する。

- (9) グループ各社間の利益が実質的に相反する おそれのある取引、その他異例又は重要な 施策の実施に当たっては、取締役会に付議 の上、適切に決定する。
- (10) ジュピターショップチャンネル㈱(その連結子会社等を含む)については、自社の内部監査組織や内部通報制度を有するなど、一定の内部統制レベルにあることから、その独立性を尊重しつつ、親会社として必要に応じて内部統制に関する助言・支援を適宜行う。

- (4) 当社グループ各社の経営上の重要事項に関して、社内規程等で当社あて事前打合せ及び報告事項を定めており、グループ会社の適正な業務執行を確保しております。
- (5) 監査本部は、当社グループ各社において、 法令及び定款その他社内規則等の遵守状 況、業務の有効性や効率性並びにリスク状 況について監査を実施し、改善策の助言、 運用支援を行うとともに、その結果を代表 取締役会長及び代表取締役社長へ四半期毎 に報告しています。
- (6) 内部監査部は、『インターナルコントロール委員会に関する規程』に基づき、2023年3月31日開催のインターナルコントロール委員会において、当期内部統制評価の結果、当社の財務報告に係る内部統制に不備は検出されておらず、いずれも「有効」の見込みであることを報告しています。
- (7) 当社では、コンプライアンスの観点から問題が生じ、又はその疑義若しくはおそれがあることを発見した者が、コンプライアンス委員会のほか、指定弁護士や当社常勤監査役に直接連絡できる「スピーク・アップ制度」を当社グループ共通の制度として導入しています。昨今の公益通報者保護法改正を踏まえ、当社グループ会社における制度責任者を設置し、秘密の厳守及び連絡者に対する不利益取扱いの禁止等を徹底しています。
- (8) 危機発生時における即一報体制の強化を目的とし、従来の『緊急時対応計画 (ERP)』から即一報を切り出し、特化したマニュアルを新設しました。伴い、当社及び当社グループ共通の『緊急時対応計画 (ERP)』並びに『即一報ルール (ERP)』の2つのマニュアルに基づき、危急時の発生について適時・適切に情報が伝達されるよう体制及び文書体系の整備を進め、実行しています。
- (9) グループ各社間の利益が実質的に相反する おそれのある取引、その他異例又は重要な 施策の実施に当たっては、取締役会に付議 の上、適切に承認しています。
- (10) ジュピターショップチャンネル㈱(その連結子会社等を含む)については、会社の独立性を尊重する一方、内部統制システムの構築等については、親会社としての助言、支援を行っています。

- 6. 当社の監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの 独立性に関する事項、当該従業員に対する指示の実効性に関する事項
- (1) 監査役の職務を補助する専任スタッフとして、業務執行部門から独立した監査役業務部を監査役会の直下に設置し、監査役の指揮命令により職務を行う。
- (2) 監査役を補助するスタッフが監査役の職務 を補助するに際しては、監査役の指揮命令 にのみ従うものとし、その人事については 監査役の意見を聴取する等、取締役からの 一定の独立性及び監査役の当該スタッフに 対する指示の実効性が確保されるように努 める。
- (1) 監査役業務部では、業務執行部門から独立 した専門スタッフを若干名置いています。 当該職員は各監査役の指揮命令の下、業務 に従事しています。
- (2) 専任スタッフの人事については事前に監査 役会の定める常勤監査役の同意を得ていま す。

7. 当社及び当社グループの取締役、執行役員及び従業員が当社の監査役に報告するための体制

- (1) 重要な会議への出席を監査役に要請しているほか、執行の状況について監査役へ適宜報告するとともに、重要書類の回付を行う。また、会議に上程される事項以外であっても、当社グループに著しい影響を及ぼすおそれのある事実等については、常勤監査役に報告する。
- (2) 申請手続きに関する社内規則に基づき、部 門長以上が決裁を行った申請内容について は、常勤監査役に報告する。
- (3) 「スピーク・アップ制度」において、コンプライアンス委員会又は社外弁護士に直接連絡された事項については、速やかに常勤監査役に報告し、情報を共有する。
- (4) 監査役に報告を行った者について、当該報告 を行ったことを理由として不利な取扱いを 行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

- (1) 監査役は、取締役会及び社内の重要会議へ 出席するとともに、申請書、議事録、契約 書等の重要書類を閲覧しており、必要に応 じて役職員より報告、説明を受けていま す。
- (2) 電子申請システムにより、部門長以上が決 裁した対象申請書は常勤監査役に回付、報 告されています。
- (3) 「スピーク・アップ制度」においては、常 勤監査役にも直接通報できる体制を整備し ています。また、コンプライアンス委員会 事務局又は指定弁護士に通報された事項に ついては、コンプライアンス委員会事務局 より原則毎月1回常勤監査役に報告されて います。
- (4) 監査役へ通報、報告したことを理由に、当該者が不利益な扱いを受けないことを十分に留意しながら、適切に対応しています。

8. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は社内の主要な会議に出席することができる。監査役及び監査役会は、代表取締役会長及び代表取締役社長、各業務担当取締役、執行役員及び従業員、会計監査人と意見交換の場を設け、又は個別のヒヤリングを実施する。
- (1) 監査役は、取締役会に出席し、法令・定款 の遵守、経営意思決定プロセス等を監査し 必要に応じて意見表明を行っています。ま た、常勤監査役は、稟議書等の常時閲覧や 経営会議等の重要会議に出席し、業務執行 が適切に行われているかを確認するととも に、原則毎月1回、代表取締役会長及び代 表取締役社長並びに各部門長と意見交換を 行い、監査役会において情報を共有してい ます。加えて会計監査人とも定期的に意見 交換を行っています。また、当事業年度に おいては、新型コロナウイルスに関する当

- (2) 監査役は、その職務を適切に遂行するため、グループ各社の取締役、執行役員及び従業員から必要に応じて報告を求めるとともに、グループ各社の監査役等と連絡会を行うなど、意思の疎通及び情報交換を図る。
- (3) グループ各社の監査役は、当社の監査役の 職務遂行に必要な情報を求められたとき は、適宜・適時に報告を行う。
- (4) 監査本部は、当社及び当社グループにおける内部監査の結果を、適時、監査役に報告する等、効率的な監査役の監査に資するよう、監査役と連携を図る。
- (5) 監査役は会計監査人との定期的な打ち合わせを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を行い、監査役監査の効率化と質的向上を図る。
- (6) 監査役の職務の執行について生じる費用等 は、毎年一定額の予算を設けた上で、当社 が負担する。

- 社グループの対応指針に基づき、リモート 監査も併用しています。
- (2) 監査役は、グループガバナンスの状況を把握し、内部統制等の状況を確認するため、当社グループ各社の取締役及び使用人等と個別のヒヤリング等を実施し意見を聴取するとともに、当社グループ全体の健全な経営体制の確保に向けた助言も行っています。また、監査品質の向上を図るために、当社グループ各社の監査役等と年2回の連絡会を開催するほか意見交換や情報交換を行っています。
- (3) 当社グループ各社の監査役は、年2回の個別面談に加え、当社常勤監査役の求めのほか重要性の高い案件につき情報共有や意見交換を行っています。
- (4) 監査役は、監査本部より各事業部門・拠点における内部監査結果の報告を逐次受けております。また、原則毎月1回定期的に意見交換を行い、緊密な連携を保っています。また、同本部が事務局となっているインターナルコントロール委員会に出席し、当社グループ全体の財務経理面における内部統制状況についても報告を受けております。
- (5) 監査役は、会計監査人と緊密に連携し、監査計画及び会計監査結果(四半期レビュー・年度監査)の受領並びに適宜、情報交換・意見交換を行っています。また、会計監査人の品質改善に向けた取り組みについても報告を受けております。
- (6) 監査役は、職務の遂行に必要な費用を一定 額予算化しています。

6. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

該当事項はありません。

7. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の各項目は、特記している場合を除き、第30期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)または第30期末(2023年3月31日)現在の状況を記載しています。

その他、会社法及び会社法施行規則に基づき開示項目とされている事項であっても、 当社にとって記載すべき該当事項がない場合には、特記している場合を除き、記載を 省略しています。

本事業報告作成時以降にプレスリリース等があるときは、次の URL に掲載します。 http://www.jcom.co.jp/ir/

計算書類及び附属明細書

第30期

自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日

東京都千代田区丸の内一丁目8番1号

JCOM株式会社

代表取締役会長 芳賀 敏 代表取締役社長 岩木 陽一

貸借対照表

2023年3月31日現在

(単位:百万円)

資産の部		負債の部		
流動資産	182,827	流動負債	307,533	
現金及び預金	40,102	買掛金	14,409	
売掛金	40,251	短期借入金	129,309	
商品	20,017	一年内返済長期借入金	97,000	
短期貸付金	14,303	リース債務	442	
前払費用	2,777	未払金	55,716	
未収入金	61,608	未払費用	2,459	
その他	3,916	未払法人税等	3,219	
貸倒引当金	△ 148	預り金	436	
		賞与引当金	3,903	
固定資産	555,708	その他	637	
有形固定資産	23,434			
建物及び付属設備	3,608	固定負債	305,839	
構築物	52	長期借入金	302,500	
機械及び装置	14,825	リース債務	862	
車輌運搬具	22	その他	2,476	
工具器具備品	2,705			
土地	429	負債合計	613,372	
リース資産	1,158			
建設仮勘定	631	純資産の部		
無形固定資産	21,230			
ソフトウェア	14,628	株主資本	125,670	
ソフトウェア仮勘定	2,118	資本金	37,550	
のれん	4,466	資本剰余金	36,923	
その他	17	資本準備金	31,689	
投資その他の資産	511,042	その他資本剰余金	5,233	
投資有価証券	2,390	利益剰余金	51,196	
関係会社株式	499,519	その他利益剰余金	51,196	
長期前払費用	1,957	繰越利益剰余金	51,196	
差入保証金	3,083	評価•換算差額等	△ 507	
繰延税金資産	4,005	その他有価証券評価差額金	2	
その他	86	繰延ヘッジ損益	△ 510	
		純資産合計	125,162	
資産合計	738,535	負債純資産合計	738,535	

損益計算書

自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日

(単位:百万円)

売上高		31
売上原価		25
売上総利益		62
販売費及び一般管理費		32
営業利益		30
営業外収益		
受取利息	51	
受取配当金	31,509	
その他	93	3
営業外費用		
支払利息	2,823	
その他	303	
経常利益		59
特別損失		
子会社株式評価損	6,229	(
税引前当期純利益		52
法人税、住民税及び事業税	9,372	
法人税等調整額	△ 401	8
当期純利益		43

株主資本等変動計算書

自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日

(単位:百万円)

							<u>(甲位:白万円)</u>	
	株主資本							
		資本剰余金		利益剰余金				
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計	
					繰越利益剰余金			
当期首残高	37,550	31,689	5,233	36,923	52,078	52,078	126,551	
当期変動額								
剰余金の配当					△ 44,772	△ 44,772	△ 44,772	
当期純利益					43,890	43,890	43,890	
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)								
当期変動額合計	_	-	-		△ 881	△ 881	△ 881	
当期末残高	37,550	31,689	5,233	36,923	51,196	51,196	125,670	

		純資産合計		
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価·換算 差額等合計	FLOX EL III
当期首残高	2	361	363	126,915
当期変動額				
剰余金の配当				△ 44,772
当期純利益				43,890
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)	0	△ 871	△ 871	△ 871
当期変動額合計	0	△ 871	△ 871	△ 1,752
当期末残高	2	△ 510	△ 507	125,162

個別注記表

自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等による時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっております。

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(3) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法 定額法によっております。

(4) 無形固定資産の減価償却の方法

定額法によっております。

(5) リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る減価償却方法については、リース期間を耐用年数 とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(6) 長期前払費用の償却の方法

定額法によっております。

- (7) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、過去の支給実績を勘案し、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

(8) 収益の認識基準

以下の5ステップアプローチに基づき、顧客に移転する財やサービスとの交換により、その権利を得ると見込む 金額を収益として認識しています。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時点で(又は充足するに応じて)収益を認識する。

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 高速インターネット接続事業

高速インターネット接続サービスの提供を主な履行義務として識別しています。履行義務が充足されるサービス提供時に収益計上しており、取引の対価は概ねサービス提供翌月に請求し、翌々月までに受領しております。

② 工事用資材供給事業

ケーブルテレビ事業会社向けの工事用資材の販売を主な履行義務として識別しています。履行義務が 充足される工事用資材の検収が完了した時点に収益計上しており、取引の対価は概ね検収が完了した 月に請求し、翌月までに受領しております。

③ カスタマーサービス事業

ケーブルテレビ事業会社向けのカスタマーサービスの提供を主な履行義務として認識しています。履行義務が充足されるサービス提供月に収益計上しており、取引の対価は概ねサービス提供月に請求し、翌月までに受領しております。

④ 番組供給事業

ケーブルテレビ事業会社向けのテレビ番組やコンテンツの提供を主な履行義務として認識しています。 履行義務が充足されるサービス提供月に収益計上しており、取引の対価は概ねサービス提供翌月に請求し、翌々月までに受領しております。

⑤ 経営指導

グループ会社の事業企画・営業基本戦略の策定等経営にかかわる業務の提供を主な履行義務として認識しています。履行義務が充足される月に収益計上しており、取引の対価は業務の提供月に請求し、翌月までに受領しております。

(9) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段:為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象:外貨建金銭債務、変動金利借入利息

③ ヘッジ方針

内規に基づき、外貨建金銭債務の為替変動リスク及び借入金金利変動リスクを回避する目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、当該取引とヘッジ対象に関する重要な条件等が一致しており、かつキャッシュ・フローが固定されているため、ヘッジの有効性評価を省略しております。金利スワップ取引については、ヘッジ対象となる金利リスクが減殺されていることをテストし、有効性の評価を行っております。

(10) 記載金額について

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会計上の見積もりに関する注記

計算書類の作成において、会計方針の適用、資産・負債・収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断ならびに見積り及び仮定の設定を行っております。これらの見積り及び仮定は、過去の経験及び利用可能な情報を収集し、決算日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかし、その性質上、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。見積り及び仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した事業年度と将来の事業年度において認識されます。翌事業年度において資産や負債の帳簿価額の重要な修正につながるリスクを伴う見積り及びその基礎となる仮定は以下のとおりであります。

(1) 有形固定資産及び無形資産の耐用年数及び残存価額の見積り

有形固定資産は、資産の将来の経済的便益が消費されると予測されるパターンを耐用年数に反映し、その年数にわたって原則として定額法にて償却しております。将来、技術革新等による設備の陳腐化や用途変更が発生した場合には、現在の見積耐用年数及び見積残存価額を変更する必要性が生じ、事業年度あたりの償却負担が増加する可能性があります。

無形資産のうち、耐用年数を確定できるものは、資産の将来の経済的便益が消費されると予測されるパターンを耐用年数に反映し、その耐用年数にわたって定額法にて償却しております。

(2) 有形固定資産、のれんを含む無形資産及び有価証券の減損

当社は、有形固定資産、のれんを含む無形資産及び有価証券について、減損テストを実施しております。 減損テストにおける回収可能価額の算定においては、資産の耐用年数、将来キャッシュ・フロー等について 仮定を設定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の 不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌事業年度 の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 棚卸資産の評価

棚卸資産は、取得原価で測定しておりますが、事業年度末における正味実現可能価額が取得原価より下落している場合には、当該正味実現可能価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しております。また、営業循環過程から外れて滞留する棚卸資産については、将来の需要や市場動向を反映して正味実現可能価額等を算定しております。市場環境が予測より悪化して正味実現可能価額が著しく下落した場合には、発生する場合があり、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(4) 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、事業計画に基づいて将来 獲得しうる課税所得の時期及びその金額を見積り算定しております。課税所得が生じる時期及び金額は、 将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した時期及び金額が見積り と異なった場合、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(5) 引当金

当社グループは、賞与引当金等の引当金を計算書類に計上しております。これらの引当金は、事業年度末日における債務に関するリスク及び不確実性を考慮に入れた、債務の決済に要する支出の最善の見積りに基づいて計上されております。債務の決済に要する支出額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定しておりますが、予想しえない事象の発生や状況の変化によって影響を受ける可能性があり、実際の支払額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

42,860 百万円

(2) 保証債務等

(単位:百万円)

			(十四: 日7911)
	被保証者	金額	被保証債務の内容
(株)ジェイコムウエス		81	債務保証(注1)
株エニー		411	商品券購入取引(注2)
	合計	492	

(注1)(㈱ジェイコムウエストが関西電力送配電㈱と締結している「共架契約書」、「同軸ケーブル共用契約書」等について連帯保証しております。 (注2)(㈱エニーの商品券購入取引について、債務保証を締結しております。

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権103,264 百万円短期金銭債務132,079 百万円長期金銭債務35 百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高 営業取引による取引高

- 売上高 278,321 百万円 営業費用 105,427 百万円

営業取引以外の取引高

 営業外収益
 31,522
 百万円

 営業外費用
 143
 百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減少	当事業年度末
普通株式	6,000,000 株	_	_	6,000,000 株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当金 (円)	基準日	効力発生日
2022年 6月29日 株主総会	普通株式	44,772	7,462	2022年 3月31日	2022年 6月30日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2023年6月29日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり 提案しております。

1/C/C C C C C C C C C C C C C C C C C C	0					
決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当金(円)	基準日	効力発生日
2023年 6月29日 株主総会	普通株式	利益剰余金	40,344	6,724	2023年 3月31日	2023年 6月30日

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
賞与引当金	1,196	百万円
固定資産償却超過額	1,084	百万円
未払事業税	439	百万円
未払費用	429	百万円
その他	1,403	百万円
繰延税金資産合計	4,554	百万円

繰延税金負債		
投資有価証券	365	百万円
繰延ヘッジ損益	129	百万円
その他	53	百万円
繰延税金負債合計	548	百万円

繰延税金資産純額 4,005 百万円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品の状況に対する取組方針

当社は、資金運用については一時的な余裕資金を安全性の高い金融資産及び貸付金で運用し、資金調達については主に銀行借入による方針です。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、未収入金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことにより軽減しております。

その他投資有価証券は、取引先等の業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

貸付金はグループ会社向けの貸付金が大半を占めており、リスクは僅少です。

差入保証金は、主に本社ビルや当社が展開する事務所のうちグループ外の賃貸人からの賃貸物件に係るものであり、取引先企業等の財務状況等のモニタリングを実施しており、相手先の債務不履行によるリスクは僅少です。営業債務である未払金や買掛金はそのほとんどが1年以内の支払期日です。また、営業債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達です。

借入金等の使途は運転資金及び設備投資資金です。なお、金利及び為替の変動によるリスクを管理するために、為替予約・金利スワップのデリバティブ取引を一部利用しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

株式等(貸借対照表計上額501,890百万円)は、「その他投資有価証券」には含めておりません。((注2)参照)また、現金及び預金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

			(
	貸借対照表計上額	時価(注1)	差額
① 売掛金(*1)	40,103	40,103	_
② 未収入金	61,608	61,608	_
③ 短期貸付金	14,303	14,303	_
④ その他投資有価証券	19	19	_
⑤ 差入保証金	3,083	3,076	\triangle 6
資産計	119,117	119,111	\triangle 6
⑥ 買掛金	14,409	14,409	_
⑦ 未払金	55,716	55,716	_
⑧ 未払法人税等	3,219	3,219	_
⑨ 短期借入金	129,309	129,309	_
10 預り金	436	436	_
① 長期借入金(*2)	399,500	398,047	\triangle 1,452
⑫ リース債務(*3)	1,305	1,323	18
負債計	603,896	602,462	\triangle 1,434
13 デリバティブ取引(*4)	735	735	_

- (*1) 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。
- (*2) 1年以内返済予定の長期借入金も含めております。
- (*3) 流動負債・固定負債に計上されているリース債務を合算しております。
- (*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

- ①売掛金、②未収入金、③短期貸付金、⑥買掛金、⑦未払金、⑧未払法人税等、⑨短期借入金、⑩預り金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- ④その他投資有価証券

全て株式であり、時価については、取引所の価格によっております。

⑤ 差入保証金

差入保証金の時価は、返還時期を見積もった上で、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標により割り引いて算出しております。

①長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で 割り引いて算定する方法によっております。

②リース債務

リース債務の時価については、新規借入を行った場合に想定される利率で元利金の合計額を割引いて 算定する方法によっております。

③デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しています。 ただし、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債権債務と一体として処理されている ため、その時価は当該債権債務の時価に含めて記載しています。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位:百万円)

-	(一匹:日2717)
区分	貸借対照表計上額
投資有価証券	
非上場株式等(*1)	2,370
子会社株式	
非上場株式等(*1)	494,880
関連会社株式	
非上場株式等(*1)	4,638
計	501,890

(*1) これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

関連当事者との取引に関する注記

(単位:百万円)

		1	Т	1		ı	(単位・日カロ)
属性	会社等の名称	議決権等の所 有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
親会社	KDDI(株)	被所有		電話サービスに係る卸役務 提供等(注1)	79,711	買掛金	3,685
		直接	役員の兼任 業務提供	NEN 4 (ITT)		未払金	5,113
		50.00%	未1万100万			7/10/	5,115
子会社	(株)ジェイコム	所有		放送番組の販売等(注1)	69,895	売掛金	7,254
	ウエスト	直接		資金の貸付(注3)	1,813	未収入金	15,699
		93.05%	役員の兼任	資金の借入(注4)	△ 4,343	短期貸付金	1,813
				利息の受取(注3)	0		
				利息の支払(注4)	3		
子会社	(株)ジェイコム	所有		放送番組の販売等(注1)	61,397	売掛金	5,982
	東京	直接	役員の兼任	資金の借入(注4)	\triangle 205	未収入金	13,351
		95.78%		利息の支払(注4)	26	短期借入金	18,966
子会社	(株)ジェイコム	所有		放送番組の販売等(注1)	40,762	売掛金	4,087
	湘南•神奈川	直接	役員の兼任	資金の借入(注4)	2,796	未収入金	9,053
		92.82%		利息の支払(注4)	34	短期借入金	26,456
子会社	(株)ジェイコム	所有		放送番組の販売等(注1)	35,912	売掛金	3,381
	埼玉•東日本	直接	役員の兼任 役員の派遣	資金の借入(注4)	4,123	未収入金	8,873
		93.06%	区员*//N/E	利息の支払(注4)	20	短期借入金	16,258
子会社	(株)ジェイコム	所有		資金の貸付(注3)	△ 1,403	短期貸付金	8,517
	九州	直接	役員の兼任	利息の受取(注3)	23		
7 0 11	(H) 12 / 12 //-	85.24%		View A. T. Hill H. (NV. 1)	A 1001		0.000
子会社	(株)ジェイ・スポーツ	所有	役員の兼任	資金の借入(注4) 利息の支払(注4)		短期借入金	9,698
		直接 80.49%	役員の派遣	↑リ応リ又払(社4)	12		
子会社	(株)ジェイコム	所有		資金の借入(注4)	3.543	短期借入金	8,382
, ,,,,	千葉	直接	役員の兼任	利息の支払(注4)	9	,, / I /	0,002
		91.20%					

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度協議の上で決定されております。
- (注2) 取引金額については、消費税を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。 (注3) 資金の貸付については、市場金利を勘案して貸付利率を合理的に決定しております。なお、資金の貸付の取引金額は当事業年度
- での純増減額を記載しております。
 (注4) 資金の借入については、市場金利を勘案して借入利率を合理的に決定しております。なお、資金の借入の取引金額は当事業年度での純増減額を記載しております。

20,860円

7,315円

50銭

10銭

1株当たり情報に関する注記 9.

1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益

重要な後発事象に関する注記

該当はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

J C O M 株 式 会 社 取 締 役 会 御 中

PwC京都監査法人

東京事務所 DocuSigned by: 藤 指定社員 公認会計士 4B755AB06B474F6. 業務執行社員 DocuSigned by: 岩崎点 指定社員 公認会計士 業務執行社員 19C24FA7F12B4F5 DocuSigned by: 指定社員 召本 毡宏 公認会計士 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、JCOM株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる 十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を 行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの第 30 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査本部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対 照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討 いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 PwC 京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

JCOM 株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 長島 孝志

常勤監査役(社外監査役) 増田 憲二

監査役(社外監査役) 太子堂 厚子

監査役(社外監査役) 渡部 譲二 (注)

監査役 明田 健司